

○議事日程 (平成二十七年六月二十五日第二日)

日程第一 会議録署名議員の指名

日程第二 諸般の報告

日程第三 町政一般に関する質問

○本日の議長並びに出席議員及び欠席議員は次のとおりである。

○出席議員

議長 野村 永一

一 番 北倉 義博

二 番 岩永 義仁

三 番 長澤 龍夫

四 番 大橋 三男

五 番 三田 正敏

六 番 吉田 太郎

七 番 早崎 百合子

八 番 野村 永一

九 番 田中 敏弘

十 番 松永 民夫

十一 番 林 輝見

十二 番 青山 貞一

十三 番 水谷 久美子

○欠席議員

なし

○地方自治法第二百一十一条の規定により議場に出席した者は次のとおりである。

町 長 大橋 孝

副町長	長谷川 悟
教育長	並河 清次
総務部長	問山 孝通
総務部参事兼 総務課長	田中 信行
総務部	西川 敏明
企画政策課長	渡邊 章博
総務部税務課長	野村 博治
住民福祉部長兼 健康福祉課長	高木 勉
住民福祉課長	松岡 弘泰
住民福祉課長	佐藤 昌子
住民福祉課長	柏 渕裕昭
生活環境課長	高木 伸一
産業建設部長	川地 豊己
産業建設部参事	山 中秀樹
産業建設部参事兼 農林振興課長	前田 勝治
産業建設部参事兼 産業建設部企業誘致 ・商工観光課長	桐山 一則
産業建設部長	田中 隆
水道建設部長	
会計管理者兼 会計課長	

教育委員会事務局局長兼 教育総務課長	佐藤嘉但
教育委員会 生涯学習課長	久保寺利明
教育委員会 スポーツ振興課長	西脇正信
消防次長	堀田明男
消防次長	川添公男

○職務のため議場に出席した者は次のとおりである。

議会議務局長	西脇和信
議会議務局書記	稲川諭実彦

(開議時間 午前九時三十分)

○議長(野村永一君) 平成二十七年第二回養老町議会定例会を再開するに当たり、議員並びに執行部各位には、何かと御多用のところ御出席を賜り、ありがとうございます。

開議に先立ち、町民憲章の朗唱を行います。全員の御起立をお願いいたします。傍聴席の皆様も御一緒をお願いいたします。私
が前段を読み上げますので、後段のほうを皆さん御唱和のほう、
よろしく願っています。

——「町民憲章」朗唱——

ありがとうございます。御着席ください。

本日の会議は全員出席であります。

ただいまから平成二十七年第二回養老町議会定例会を再開し、
本日の会議を開きます。

○議長(野村永一君) それでは、日程第一、会議録署名議員の指名をします。

会議規則第二百二十七条の規定によって、五番 三田正敏君、六番 吉田太郎君を指名します。

○議長(野村永一君) 次に、日程第二、諸般の報告を行います。

本日の日程は、お手元に配付してあるとおりであります。

これで諸般の報告を終わります。

○議長(野村永一君) 次に、日程第三、町政一般に関する質問を行います。

なお、一般質問は、養老町議会会議規則第五十六条第一項の規定に基づき、議員一人当たりの質問・答弁の時間を六十分以内といたします。

質問の通告がありますので、順次発言を許します。

最初に、十番 松永民夫君。

○十番(松永民夫君) 議長の許可を得ましたので、通告に基づき

二点の質問をいたします。

まず一点目でございますが、道の駅の構想についてを質問いたします。

道の駅は、国土交通省に登録された休憩施設と地域振興施設が一体となった道路施設であります。道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の人々のための情報発信機能、道の駅を核として地域のまち同士が連携する地域の連携機能という三つの機能をあわせ持った施設であります。

二〇一五年四月十五日現在、全国で一千五十九カ所が登録され

ており、岐阜県内においては現在五十四カ所に設置をされております。養老町内には現在はありませんが、平成二十五年度の新生養老まちづくり構想の中で、道の駅機能を持った施設の整備が掲載されており、東海環状自動車道の（仮称）養老インターの開通を控え、田園エリアは本町の新たな玄関口としての役割が期待される。そのため、主要地方道大垣・養老公園バイパス、県道養老・平田線など、幹線沿いに整備がまとめられていますと掲載をされております。事業の内容としては、本町の観光情報の発信や休憩施設、農産物の直売、各種体験などの機能を有する施設の整備であります。また、体験プログラム提供事業として、ひょうたんアートやソーセージづくりの体験などがこの冊子に提案されております。

養老町は、今年二月二十七日に、国土交通省の重点「道の駅」候補に認定をされました。

ここで、次の四点について質問をいたします。

まず一点目でございますが、平成二十五年度から今までにいろいろと構想がされたと私は思っておりますが、場所の選定についての候補地の考えについてお尋ねをいたします。

二点目は、事業の形態及び規模についてお尋ねをいたします。例えば、全国各地の道の駅の形態はさまざまありますが、大きな形としてはテーマパーク型、また体験・宿泊施設を備えた大きな道の駅構想もあります。また、農産物の直売やレストラン併設型などが各地で設置をされております。養老町の考え方をお尋ねいたします。

三点目でございますが、事業主体、全国でいろんな形態で事業がなされておりますが、直営、株式会社方式、第三セクター方式、また民間委託などの形態がありますが、この点はどのように考え

ておられるか。

四点目でございますが、三点目と関連いたしますが、財源の対応はどう考えておるか。私が調べたところによりますと、道の駅を設置した市町、ほとんどのところが自己財源を五〇%から八〇%出資しております。また一般の企業からも募集をして、いろんな形で財源を確保しておりますが、養老町の考え方をお聞きいたします。

また、三セク会社の養老の郷づくり会社との兼ね合いをどう考えておられるか。これもあわせてお尋ねをいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長。

○町長（大橋 孝君） 松永議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず道の駅候補に選定されて、これからの対応をちよつと御説明申し上げたいというふうに思います。

道の駅は、平成五年の制度創設以来、平成二十七年四月十五日現在で、議員のおっしゃられたように一千五十九カ所が登録されておりまして、地元の名物や観光資源を生かして多くの人々を迎え、地域の雇用創出や経済活性化、住民サービスの向上に貢献をいたしております。

国土交通省では、地方創生の拠点を形成する道の駅の取り組みを応援するために、重点「道の駅」制度を創設して、平成二十七年一月三十日に全国モデル「道の駅」として六カ所、重点「道の駅」として三十五カ所、重点「道の駅」候補として四十九カ所をそれぞれ選定しております。

本町が計画をしております道の駅（仮称）養老の郷につきましましては、地域活性化の拠点となる企画の具体化に向けて、地域での意欲的な取り組みが期待できるものとして、中部地方整備局より

重点「道の駅」候補として選ばれました。

そもそも道の駅とは、道路利用者のための休憩機能、道路利用者や地域の方々のための情報発信機能、そして道の駅をきっかけに町と町民とが手を結び、活力ある地域づくりをともしるための地域の連携機能の三つの機能をあわせ持つ休憩施設でございます。

近年の道の駅の機能や役割等に関する動向といたしましては、地域連携機能の重要性の高まり、地域課題を解決し、地域への誇りや愛着を醸成する場としての活用、福祉・防災などの拠点としての活用などが上げられ、本町の道の駅も、駐車場、休憩所、二十四時間使用可能なトイレ、道路情報提供施設だけでなく、観光案内施設や体験学習施設、イベント広場、直販所・売店、飲食施設等を併設したいと考えております。また、非常用電源、備蓄倉庫等も設置いたしまして、駐車場はヘリポートとしても利用できる広さを確保してまいりたいと思っております。

そこで、場所の選定に関してということと事業形態でございますけれども、テーマパーク型等いろいろあると思いますが、本町が計画する道の駅（仮称）養老の郷は、東海環状自動車道（仮称）養老インターチェンジの開通に合わせ、養老公園への玄関口に新たな観光の拠点として、養老の郷・田園エリアの一般道養老・平田線沿いに整備する予定でございます。地域連携施設として、地域産業である食肉関連産業の振興と連携した誘客施設、地場産品の直売施設等の併設を予定しております。また、隣接する民間温泉施設や予防医療施設と連携して、養老山麓を利用した本町ならではの健康プログラムの体験施設を併設し、健康産業を推進する施設として考えております。さらに、周辺にはクラインガルテンや体験農場等、体験施設の整備を予定しております。

なお、予定地は、東海環状自動車道（仮称）養老インターチェンジからのアクセスもよく、災害発生時には、物資集配、住民避難、食料供給などの災害時の広域支援の拠点として位置づけることもできると考えております。施設規模などの詳細につきましては、本年度、道の駅やクラインガルテンを含めた養老の郷・田園エリア整備基本構想を策定する中で検討をしてまいります。策定に当たっては、町民や関係団体のほか、観光客などにアンケート調査を行い、広く意見を取り入れ計画をいたします。農産物の直売等に関しまして競合する部分もございますので、地元JAや生産農家との連携強化により、供給体制の協議を行って、例えば特定農産物に特化した販売を行うなど、それぞれの施設の役割の分担と差別化を行い、相乗効果により双方が発展できる方策を検討してまいりたいと思っております。

また、商工会との連携については、以前、町商工会三役懇談会の中で道の駅設置の要望がございました。地場産業である食肉を販売できる道の駅があると有効利用でき、地域の活性化にもつながるといった意見もいただいております。今後、関係各所と協議が必要となりますが、町商工会からも全面的に協力していくといった力強い後押しをいただいております。本町に、通称「焼き肉街道」もありますので、食べてよし、お土産にもよしということから、いろいろな仕掛けをしていくことも必要であると考えております。

今後、道の駅やクラインガルテンを含めた養老の郷・田園エリア整備基本構想の策定には、国や県、道路管理者及び庁内各種団体長等で組織する、（仮称）道の駅検討委員会を設置し検討してまいりますので、地元関係者の代表としての委員会にも加わっていただいて、幅広い意見の集約と多角的検討のもと、協議しながら

ら進めてまいりたいと考えております。

この事業主体でございますけれども、道の駅の事業形態につきましても、民間企業等による運営・管理を考慮しております。民間が有する各種のノウハウや良好なサービスを提供される可能性が高く、民間活力の積極的な導入を図ることが地域振興にも寄与するものと考えます。先ほど第三セクターのお話もございましたが、参加する・しないは会社のほうで決めていくことになりましても、参加もあり得るといふふうに思っております。

財源でございますが、道の駅を含めた田園エリアの整備に当たりましては、国や県の交付金、補助金等を十分に活用するなど、町の財政負担とならないよう、採算性を十分に検討してまいります。

施設の建設につきましては、地方債の利用も可能であると考えております。例えば、社会資本整備総合交付金の補助対象部分に対しては、公共事業等債（充当率九〇％、交付税措置は財対分九〇分の四〇の五〇％）が利用できると思われます。公共事業等債は交付税措置があり、起債対象となる事業費の九〇％が起債可能でございます。また、補助対象部分以外につきましては、一般単独事業債（充当率七五％）、これは交付税措置はございませんが、利用できると思われまます。また、効率的かつ効果的に公共サービスを提供し、長期的な管理・運営が可能な体制を構築するため、民間資金を活用するPFI手法を用いることも視野に、他の道の駅にはない、本町らしい特色のある施設整備を行ってまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 再質問をいたします。

まず、場所は決定したということでもよろしいでしょうか。

そして財源の問題ですが、起債等、また国・県との補助金を十分に利用するという話ですが、養老町がこの民間会社で運営すると言われましたが、出資をどのように考えておられるか。これは、海津市にクレール平田と月見の里南濃、二カ所がございますが、これは海津市が直営でやっております。月見の里の道の駅に関しては総事業費が十四億四千五百万ということ、国土交通省分が四億六千万、南濃町分が九億八千万ということ、起債が六億二千万というようなこと、そして南濃町が当時二億八千五百万を持ち出しておること、現在、毎年五千万を超える繰り入れを一般会計からしておるのが現状でございます。

そして、クレール平田も、当初十年ぐらいは大幅な赤字で一億円ほどを積み立てして、現在積立金を持っておりますが、もう現在は積立金を取り崩して経営をしているというようなことが現状でございます。多分ここ五年から十年で積立金はなくなるやろうと言われております。といいますのは、もう十五年から二十年たっておりますので、厨房品、そして冷蔵庫、そういう点の大幅な改修が必要だということで、そのような現状でございますが、養老町が仮に出資した場合、赤字になったとか、そういう場合は養老町から繰り入れをしていくのかということもいろんな状況の中で考えられるわけですが、その点をお尋ねいたします。以上です。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず一点目の場所について決定をしたということかというふうな御質問だと思いますけれども、私といたしましては養老の郷ということで、ただ養老の郷も広うございますので、温泉施設から東側は養老公園バイパス、それから南側は平

田線というようなことになりませんが、そのどこにということの決定はまだしたわけではございません。それは、先ほども申しましたけれども、道の駅検討委員会というのをまず立ち上げさせていただきます、どの場所が一番適切であるのかというようにすることも検討していきたいというふうに思っております。

また、養老町の事業主体に関する御質問だというふうに思っておりますけれども、基本的には、私は第一義的には民間の参加を得て、民間で運営をしていただきたいということを思っております。といいますのは、この養老の郷構想を立ち上げたときにも、かなり大手の方からそういった御参加の意志等もいただいております。できればなるべく養老町のお金を出資していくような方法はとりたくないかと。ただ、そういった御参加がないということになれば、三セクというような形もあり得るかなあというふうには考えております。

いずれにしても、今後そういった運営を募集しながら、道の駅の検討委員会においてどんな施設をつくるかということもございまして、やはり町としての施設の部分については、出資というものは必要だろうというふうには思いますけれども、運営に当たっては、なるべく民間主導でやっていただけるとような方法で取り組んでいきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今、道の駅の検討委員会で検討していくという答弁をいただきましたが、検討委員会のメンバーはどのようなメンバーで考えておられるか。

そして今、平田線の養老温泉の東周辺というようなお話が出ま

したが、お後の（仮称）養老インターチェンジの周辺にサラダコスモが大きな施設をつくって、レストランも併設すると。いろんな製品の直売もするというような構想を聞いておりますが、これらとの兼ね合い、本当に厳しく、車で五分もかからないような位置になりますので、そういう競合で非常に厳しい状況になるかと思いますが、そういう点の考え方、そして検討委員会ということでございますので、ぜひ商工会、観光協会、またJA、道の駅というJAのファーマーズ、この辺ではファーマーズといいますが、農産物の直売はJAと連携しなければなかなか農産物が集まらないというのが現状でありますので、しっかりと生産者団体との連携が必要であると思っております。しっかりとその点に対応をお願いしたいと思えます。一点だけ、答弁をお願いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 検討委員会のメンバーにつきましては、議員のおっしゃいましたように、やはり町の商工会、それから観光協会、JA、もちろんでございますが、養老の郷には温泉施設もございまして、療養施設もあるということで、その方々、また第三セクターのほうもできれば参加をして、総合的に考えていきたいなあというふうに考えております。

サラダコスモ等の今進出計画があるわけでございますが、やはり先ほども述べさせていただきましたように、差別化を図ってともに発展していくような施設にしていきたいというふうに思いますが、またそうしていかなければ、お客の単なる取り合いに終わってしまうということでございますので、その点は十分に考慮しながら、今後どういった形の道の駅にしていくかを皆さん方の御知恵をおかりしたいというふうに考えております。以上です。

〔十番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 二点目の質問に入らせていただきます。

ふるさと納税への対応についてであります。

ふるさと納税は、在住・非在住を問わず、任意の自治体にする納税であります。

ふるさと納税には三つの大きな意義があります。第一に、納税者が寄附先を選択する制度であり、その使われ方を考えるきっかけとなる制度で、税に対する意識が高まります。納税を自身で捉える貴重な機会となります。第二には、生まれ故郷はもろろん、お世話になった地域、またこれから応援したい地域への力になれる制度であります。また第三に、自治体が国民に取り組みをアピールでき、ふるさと納税を呼びかけ、自治体間の競争が進み、地域のあり方を改めて考えるきっかけをつくることへのつながりがあります。

ふるさと納税は、日本で唯一税金の使い道が指定できる制度であります。私が平成二十五年十二月議会でふるさと納税について質問しております。そのときの町長の答弁は、さまざまなかから営業努力が足りないとの言葉をいただいている。来年度から三万円以上の寄附者には三千円から五千円の特産品を寄附者を選んで受け取れる方式を導入することでした。今回、私が五月二十八日にふるさと納税に対して調査依頼を出した回答で、ようやくことしの六月九日に町のホームページに掲載されたということでありました。一年半、本当に遅きに失したと私は思っております。全国では、二〇一三年では、ふるさと納税額は百四十一億八千万で、毎年大きく増加をしております。長崎県の平戸市、ここは人口三万四千人の市であります。この市は、これといった特産物

がありませんでしたが、若い市の職員が創意工夫をして、納税額、昨年度は十三億八千万と全国トップであります。県内においても各務原市では平成二十四年度七十九万円、四件しかありませんでしたが、平成二十五年度は一億二千五百万円と、実に百六十倍になっております。これは、本当に職員が努力した結果だと私は思っております。

今年度より、ふるさと納税制度が大きく変わりました。個人住民税の一割だった控除額は二割に拡充され、また四月一日より、寄附先が五カ所以内であれば確定申告が不要となりました。所得の条件はございますが、自治体間の知恵と工夫の競争であると思っております。

西濃管内の市町村も、それぞれ創意工夫をしております。私、書店でこれを買ってまいりました。皆さんも目にされておると思いますが、これ五月に発行されておる本でございますが、養老町も大垣市も何ら対応されておりません。しかし、大垣市は即対応して、もう今五十アイテム以上の返礼品をホームページに載せておりまして、各務原に負けないようなすばらしいふるさと納税の制度を大垣市はとっております。ポイント制もとって、ポイント制を毎年繰り越しするというところで、各務原は繰り越しませんが、大垣市は繰り越しをしてポイントを観光協会のいろんな物産に引きかえられるというようないろんな知恵を出しております。

ここで三点について質問いたします。

過去五年間の養老町のふるさと納税の金額はどのようになっておるか。そして現在、返礼品の対応はどのようになっておるか。これは、私が調査依頼を出してからホームページに載ったということ、私も資料は見させていただきました。三万円以上が約三千円程度というようなことが書いてございました。そして、近隣

の市町では積極的に取り組みがされております。本町のこれもホームページで出されましたが、そのホームページを比較して、今後どのように他の市町村に負けないような対応をとっていくかということをお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず最初に、前回、松永議員が答えられましてからも大変おくれたということでございますけれども、その件について少し御説明をさせていただきますまして、それからお答えをさせていただきますというふうに思います。

昨年八月から、記念品の贈呈に協力いただける企業とか事務所の応募を始めたのでございますけれども、なかなか応募していただけの事業所がございませんでした。最終的には、こちらから事業所を訪問して御協力のお願いに参りました。ようやく現在の記念品の提供に御協力いただけるということもありません。当初の予定よりかなりおくれてしまいました。これからは、民間の知恵も拝借しながら進めてまいりたいと考えております。なお、記念品だけではなくて、当初から考えておりましたサービスの提供といったようなものも今後は提供していきたいということでございます。

まず質問の一点目でございます。過去の納税額でございますが、平成二十年四月三十日に公布されました地方税法等の一部を改正する法律によりまして、所得税と個人住民税それぞれの寄附金控除を利用して一定の限度まで税額控除が可能となったことに伴い、養老町におきましても、同年六月よりふるさと納税寄附金の受け付けを開始いたしました。

過去五年間の納税額につきましては、平成二十二年度より平成二十四年度につきましては寄附実績はなく、平成二十五年度が寄

附件数二件、寄附金総額が三十三万一千八百八十八円、平成二十六年度は寄附件数二件、寄附総額は四万二千八百七十円の寄附をいただいております。受け付け開始以降は、寄附件数が八件、寄附金総額が百九十六万四千五十八円の実績となっております。

現在の特産品などの品物はということでございます。記念品は、現在のところといたしましては、お肉、ソーセージ、お酒、お菓子等、十品目の中から品をお選びいただき贈呈することとしております。記念品については、作成しました記念品カタログにて周知を行っております。

それから、今後の対応はということでございますけれども、近隣市町のみならず、全国的にふるさと納税に対する納税者の関心は非常に高まっており、本町におきましても、ふるさと納税の積極的な推進を図っていくことが必要であると考えております。

本町におきましては、昨年八月より記念品を提供いただける町内協力企業の募集を行ってまいりましたが、協力企業は現在五団体、記念品数は十品目と、近隣市町と比べると十分とは言えません。国からは、ふるさと納税の寄附金が経済的利益の無償の供与であることから、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、返礼品の送付が対価の提供との誤解を招かないような表示や、高額または寄附額に対して、返戻割合の高い返礼品を送付する行為を行わないようにすることとの通知もありましたが、やはり養老町に多くの寄附をしていたりするためには、そういった通知も考慮しつつ、今後も広報に掲載するほか、町内の企業に呼びかけを行い、民間の知恵もかりながら記念品の充実を図ってまいりたいと考えております。

また、ふるさと納税のさらなる推進を行っていくため、ホームページや広報のみならず、民間企業が開設しているふるさと納税

関連サイトへの掲載を行っていくなどして、全国に情報を発信してまいりたいと考えております。

さらには、寄附者の利便性を考慮し、今年度クレジット決済による納付を導入するため、現在準備を進めているところであり、早期に開始したいと考えておりますし、既存のカードを利用したサイトへの登録も進めてまいりたいと考えております。以上でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 今、町長から答弁をいただきましたが、私が西濃管内の状況を調べましたら、垂井町、揖斐川町は五千元以上でお礼の品を贈っておるということで、大垣、海津、関ヶ原、神戸、輪之内、安八、池田町が一万円以上でお礼の品を贈っておるということでございます。

この本の中で全国の自治体の状況が書いてございますが、ほとんどが五千元から一万円を超えるところで三千元から五千元の返礼品を贈っておるというのが現状でございます。本巣市と瑞穂市が三万円以上というような掲載がされておりますが、やはり競争の社会でございます。民間の考えを取り入れるなら、積極的に私是对応していくのが競争に勝つ原理だと思っております。西濃の中で、このページを見た場合、どこへふるさと納税をするかといったら、大垣市です。県内でどこかといったら、各務原へしたくなります。これは人間の常であると思っております。

そこでもう一点お尋ねしますが、ふるさと納税の本町での控除額、わかっておれば町長、わからなければ税務課長にお尋ねいたしますが、どのような現状で養老町民が他の市町へふるさと納税をして控除がどれだけか、件数がどれだけか、総寄附額はどれ

だけかということをお尋ねいたします。以上です。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 税務課長より資料をいただいておりますので、お答えをさせていただきます。

二十七年寄附金控除額といたしましては、町税は百二十九万一千円、寄附者五十九人で、寄附金総額が四百三十一万一千円でございます。

〔十番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十番 松永民夫君。

○十番（松永民夫君） 先ほど、養老町のふるさと納税の現状、二十五年が二件、三十三万一千八百八十八円、二十六年が二件、四万二千八百七十円、これだけでございますが、養老町から持ち出された控除額が百二十九万一千円でございます。やはり競争に勝つというのがふるさと納税であると思えます。ぜひ積極的な対応をこれからも考えて、三万円以上ではまずやっていただけないというのが私の考えでございます。

ここで平戸市の職員の言葉が載っておりますが、ネットでの申し込みはなかなか一過性に終わるということで、ネットで申し込む場合はクリックしたらそれで終わり、あと何も見ないということでございますので、この平戸市はカタログを積極的に利用して、カタログの場合は何回でも見るということで、机にカタログが置いてあれば、何回でも見ているんな品物を購入するというわけではございませんが、ふるさと納税の対象にできるということで、本当にすばらしいやり方をやっております。三十四歳の企画財政課の職員が対応しておるというようなことが書いてございますが、本当にその対応で十三億集めたということで、仮に半分返しても七億弱、この市の収入になっております。

私は、このふるさと納税というのは、絶対に滞納がない、絶対に不能欠損もない制度で、前納していただいたお金に対して、対価というのは御無礼ですが、記念品を贈るということで、絶対に損をしない納税制度であると思っておりますし、この納税に対しては目的寄附でございますので、養老町も二年後に一三〇〇年祭を控えておりますので、一三〇〇年祭に同調していただける寄附もふるさと納税でやれると思います。例えば大きなイベントを打つ。薪能をやる。薪能の優先席をふるさと納税で与えるとか、また、ゆせんの里の入浴券、そして温水プールの入場券、これもふるさと納税の対応にすれば、温水プールの利用者が近隣市町から大きくふえると思っておりますし、またできるかできないかわかりませんが、町内の方も利用できれば、同じような形で利用できれば、一気にこういう形の納税が私は出てくると思います。知恵と工夫で、養老町に特産品がないということではなく、そういう施設の利用券を発行するというのも私は大きな形であると思っております。

各務原市を見てもみますと、アクア・トトの入場券から自衛隊のグッズから、ありとあらゆる八十品目以上を各務原は載せておりますので、ぜひそういう他の市町村の状況をしっかりと見ていただいて、養老町も負けないような三十何万というような納税額ではなく、大きな各務原のように二年で百六十倍になるような対応は幾らでも私はできると思っておりますので、ぜひ職員の方、大変かとは思いますが、知恵と工夫を出していただいて、しっかりとやっていたいただくことをお願いいたします。質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、十番 松永民夫君の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 質問に入る前に、水谷久美子君より議員及び執行部に対し、資料の配付の申し出があり、これを許可いたしましたので、事務局より配付いたします。

それでは、十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 議長より発言の許可を得ましたので、通告に基づき、三項目で質問をさせていただきます。

質問に入る前にですけれども、二カ所、私のミスで字句の訂正をお願いしたい箇所がありますので、訂正をお願いします。

まず、通告書一覧表の二番目、「県立養老公園」とありますが、これを「県営」としてください。また、行政のほうにお渡しした質問通告要旨の中に「養老女子商業高校」とありますが、その前に「旧」という字をつけていただきたいと思います。よろしくお願いします。

それでは、初めに地方創生法施策についてお尋ねいたします。まち・ひと・しごと創生法が昨年十一月二十一日に成立し、総合戦略と長期ビジョンが十二月二十七日閣議決定をいたしました。二〇一四年度補正予算の五十九事業、三千二百七十億円と新年度予算の百九十二事業、七千二百二十五億円、その他の財政支援として社会保障の充実、六千七百六十六億円をまち・ひと・しごと創生関連事業に位置づけています。

国の掲げる総合戦略の四つの基本目標は、一、地方における安定した雇用を創出する。二、地方への新しい人の流れをつくる。三、若い世代の結婚・出産・子育ての希望をかなえる。四、時代に合った地域をつくり、安心な暮らしを守るとともに、地域と地域を連携するとしています。また、政府が地方創生を展開する上で五原則の中には、地域が自主的かつ主体的に夢を持って前向きに取り組むことを支援することも定めています。

町も、この目標に呼応した（仮称）養老まち・ひと・しごと創生戦略を策定しております。国が今年度の早い時期に地方版総合戦略の策定を地方自治体に要請し、養老町も本年五月十五日に一回目の策定委員会が開催されました。町の策定スケジュールでは、十一月に総合戦略の決定、策定委員会の答申、十二月に議会への説明・報告、三月に町民に広報やホームページなどで周知し、関連機関に冊子を配付するとしています。

私どもは、地方創生関連予算について、国が進める集約化など警戒もありますが、もともと地域の将来にとり必要とされてきた地方再生に役立つ財源になり得るものについて大いに活用し、町民の願いを実現するチャンスとも捉えています。また、この施策が当町において先駆的・長期的な施策として町民に歓迎され、町民参画のもとで町の活性化や人口増に寄与する観点から提言をさせていただき、質問をします。

一点目は、旧県立養老女子商業高校の施設利用を、まち・ひと・しごと創生法の目的や原則に照らす取り組みについてです。

平成十三年三月二十六日、町議会に事前説明もない中で県教委が養老女子商業高校と大垣農業高校の統合を発表し、平成十七年四月一日、大垣養老高校が発足しました。町は、平成十八年二月二十八日に、敷地などの無償譲渡の要望書を県知事、県教育長、西濃振興局長、村下県議に提出するとともに、跡地利用検討委員会を立ち上げ、広く町民にも跡地利用のアイデアを募集し、五十三人の町民から百七件のアイデアが出ました。平成十九年一月に、名古屋ウェルネススポーツカレッジ・タイケン学園が進出する意向があるとのことで、同年五月二十八日、当時の副町長と企画政策課長が上京し、タイケン学園理事長と面談もしてきましたが、諸般の情報も寄せられる中、進出には至りませんでした。県は、

あくまで県の施設であり、養老町に無償譲渡はできない。町は、十年以上の無償貸与案では費用対効果から二の足を踏まざるを得ない状況で今日に至っていると察しています。

近年、全国的な少子化に伴い、教育施設の廃校を行政と住民の知恵や工夫で有効利用している市町村の先進的な実例が多く報じられているところです。旧養老女子商業高校の施設をまち・ひと・しごと創生法の目的の観点から、全国の実例の中で養老町にふさわしい取り組みを提言し、次の点での展開を求めます。

一、起業家への賃貸無料提供。ただし、施設の管理は利用者負担。

二、町の食材を利用した地産地消、郷土料理店や大垣養老高校生徒による高校生レストラン事業。

三、小・中学校の土曜授業に係る人材教育や教材拠点の位置づけ。

四、三世帯交流スペースの確保。

五、簡易宿泊的な機能の提供。

六、生涯学習の施設の提供についてであります。

二点目は、地方創生をひとり親家庭の定住支援施策に取り組み、全国的に注目されている島根県浜田市の施策についてです。

これまで多くの自治体の議論は、観光振興や企業誘致などで雇用の創出を図るも、稼げる自治体の側面が強調されがちでした。それ自体を否定するものではありませんが、浜田市は、一人で子供を育てる親を対象に、介護業務に携わることなどを条件に一年間の定住支援に取り組んでいます。条件は、同市への定住を望む母子・父子家庭で、子供は高校生以下の世帯。面接で介護事業所と親が合意すれば、最大で一年間研修期間として雇用し、引越時代、子供の養育費月三万円、家賃補助が市から支給されます。

地方の移住支援は、ふるさとへのＵターン・Ｉターンなどが主軸ですが、ひとり親家庭に注目する動きは乏しく、地方創生で見落とされがちだったと評価されているのです。定住に成功すれば、女性と子供は地域にふえ、浜田市の場合は、介護事業に対応し、自立を後押しできるといふ社会的・政策的な意味もあります。また、新しい出会いの中で、市内で再婚などの御縁など多面的な効果が期待できます。経済的な自立を応援しつつ地方への流れも生む、これこそ地方創生の着眼点の一つと考えるものですが、町長の見解を求めます。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 水谷議員の御質問にお答えをさせていただきます。また、

まず第一点目の地方創生に関して、旧養老女子商業高校の施設利用ということでございますが、旧県立大垣養老高校養老校舎の跡地につきましては、毎年度担当課より県の方針を確認しておりますが、県は地元自治体である養老町に無償で貸与したいという基本方針に変わりはないということでございます。なお、県が示す跡地の貸与条件は、校舎や体育館等の建物及びグラウンド等の施設全てを一体的に管理することであり、新たに活用しようとした場合には、電気関係の改修費や下水道への接続などの費用や目的に応じた設備の改修も必要になる上、敷地内の草木等の手入れなど等、日常的な維持管理費も必要となり、施設を活用することによって住民にもたらされる便益と、改修等に要する経費を比べた場合の費用対効果も十分に考慮することが必要であろうと考えております。

議員が御提言されているとおり、全国的にも廃校を住民との協働により有効活用されている先駆的な取り組みが数多く取り上げ

られておりますけれども、県としましても、その具体的な活用方法について、町としての方向性が定まっていない段階での協議には応じられないとのことでございます。

つきましては、現在策定を進めている総合戦略において、本町の跡地利用についても慎重に検討を行い、具体的な活用方法について町としての方針が決まり次第、必要に応じて県との協議を行うてまいりたいと考えております。

二点目についてでございますけれども、ひとり親家庭の定住という御質問でございますが、当町では、平成二十七年四月一日現在で母子家庭が百九十世帯、父子世帯が十一世帯であり、うち一年間に転入してきた方は母子九世帯、父子一世帯であります。

島根県浜田市と同様な政策をとる場合、資格を有していませんも施設等で働くことはできませんが、長期的な雇用や賃金の安定を想定した場合、専門資格を有していた方が有利であり、この実態を考慮すると、現時点での対象者は限りなくゼロに近いと想定をしております。

定住支援対策につきましては、ひとり親家庭に限らず、総合戦略策定委員会の中で検討をしてみたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 県はあくまでも無償貸与というふうな答弁がありました。最終的にそれを町に伝えたい日にはいつかということをお話していただきたいというふうに思います。

それから、これまで平成十八年二月二十八日付で前町長名で廃校の敷地など、養老町への無償譲渡されたいと要望書が出ておるわけですが、大橋町政になり、そういう形での県への要望

書は提出されているのでしょうか。

それから、前回は教育委員長だった吉田氏を会長に、校舎跡地利用検討委員会を立ち上げ、三回協議をしておりますけれども、この問題を現時点でどういうふうに組織構成も含め、お考えになつていくのかについて、お伺いしたいと思います。

私ども議会へは、「旧養老女子商業高校跡地利用検討のこれまでの経過」と題した資料は、平成十九年八月二日とまっているわけでございます。御承知のように、旧岐陽、旧海津北、旧恵那南岩村校舎の跡地は、平成十八年策定の県の子どもかがやきプランの中で特別支援学校として整備が進められてきました。旧岐阜女子商業高校は各務原市への譲渡でございます。加茂高校白川校舎は、平成二十四年に岐阜清流国体のライフル場の競技会場として活用されたわけですが、もう少し県としてそれらを踏まえ、なぜ無償貸与ということに変わりがいいのか、この点、もう少し詰めた状況で答弁をお聞かせいただければお聞かせいただきたいと思っております。

この問題では、平成二十四年九月議会で三田議員が取り上げておられ、町の答弁では、再度利用・活用アイデアを町民に募るというふうに答弁されましたけれども、今日までどういうふうに町民にそういうことを履行されてきたのか、この点についてお尋ねします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 一点目の平成十九年八月二日以降の経過と
いうことについて、簡単に御説明をさせていただきますと思いま
す。

平成十九年十二月七日の議会総務民生委員会での協議により、
校舎等を取り壊すことなく有効利用することとし、用地等を本町

に返還いただくという内容の要望書を再度県に提出することを決定しております。平成二十年一月八日の議会全員協議会で承認を得て、同年二月二十二日、県議会議員、町議会議長、以下議会五
役及び町長等で、県知事及び県教育長に対して要望書を提出され
ております。また、これにあわせて県議会副議長にも同様の要望
書を提出し、協力を要請されております。

その結果、平成二十一年一月二十日、県知事が来町された際に、
知事は県の財産を無償譲渡、いわゆる返還は困難であるとの発言
をされました。その後、同年五月二十七日に県総務部長が来町、
県の方針は無償貸し付けの考え方であることを示されました。ま
た、同年七月二十三日には県教育総務課長が来町され、大垣養老
高校旧養老校舎等は県の普通財産であり、返還には応じられない
とした上で、無償で貸し付ける特例制度を設けることを検討して
いるといった説明や回答を受けております。なお、この一連のや
りとりに関しましては、平成二十一年八月十日の議会総務民生委
員会で報告・説明を申し上げているというふうにお聞きしており
ます。

二点目の要望書に対する県からの回答は、校舎跡地はあくまで
も県の普通財産であり、無償譲渡はできないというものでござい
ました。この県の見解は強固なものでございまして、現在まで変
わつてはおりません。そうしたことから、いつまでも無償譲渡を
前提とした交渉は無益であると考えております。

そこで、前稲葉町長からも校舎跡地の関係は引き継いでおりま
すが、県の校舎跡地は県の普通財産であり、無償譲渡できないと
いう見解は強固であることから、町長に就任後、改めて県への要
望書を提出するということはいたしておりません。

それから四点目につきまして、校舎跡地利用検討委員会につき

ましては、平成十八年八月三十日に第一回が開催され、平成十九年三月三十日の間に会議が三回持たれました。十九年五月二十二日に同委員会の吉田委員長から協議結果を提言書という形で御提出いただきましたので、その時点で同委員会の役割は終了したと見解をいたしております。

なお、さきの回答と重なる部分でございますけれども、今後は、現在策定を進めている総合戦略において、跡地利用についても慎重に検討を行い、具体的な活用方法について町としての方針を決めてまいりたいと存じます。

それから、五点位につきましての三田議員さんの質問の後の私 の件についてでございますけれども、事務局にも過去のアイデア等をもう一度見直したりいたしました。私も各種団体の会合やミニ集会等にもお伺いする中で、旧校舎跡地利用の関係につきましてはいろいろな方から御意見をいただいております。しかしながら、これまでと余り変わらないアイデアであったり、また県の貸与を受けるに十分なアイデアはなかったということで現在に至っております。いわゆる全体として一括で管理・運用をするということに対する、かなりの高額な費用を要するというところで、十分なアイデアも今まで頂戴をしていなかったということでございます。慎重に今後、総合戦略の中で検討をしていただければというふうに考えております。

それから、最近の県とのやりとりについては副町長のほうから答弁をさせていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 副町長にもちよつと見解を求める項目をつくっておりますので、最後にお願ひしたいというふうに思

います。

いずれにいたしましても、県が普通財産でということ、県のものだから町にあくまでも貸与だと。譲渡しないということですが、県の普通財産と言われましても、県民の税金で、また町民の税金で建てられているということで言えば、県が普通財産という項目では一言では言えないような状況になっているというふうに私は思います。また、県が普通財産というなら、何年も何年もこういう形で何もしないということこそ財産の持ち腐れ、税金の無駄遣いというふうになつてくる指摘も当たると思います。

そこで確認したいんですが、町長には、大橋町長自身は無償譲渡でいいのか、無償貸与でいいのか、そこをお聞きしたいと思います。

また、副町長には、（仮称）養老まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定基本方針には、本町に暮らす人が生涯にわたつて生き生きと活躍し、多くの仕事や観光客でにぎわう魅力あふれる町になるようとうたつています。旧養老女子商業高校の硬直した状況、町が望む無償譲渡への風穴を町と県のパイプ役として、議会も町民も期待している副町長の見解を求め、先ほどの経過も含めて答弁をいただき、次の質問に入りたいと思います。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 貸与か譲渡かという御質問でございますけれども、当然望むのは譲渡でございます。譲渡がかなわなければ貸与ということになります。現在のところだと、十年という期間の限定もございます。やはり継続的な形での使用を考える場合には支障を来しますので、そういった場合に長期の使用を望むことになると思いますが、長期の使用ということになれば譲渡も変わらないような形になるかということ、県のほうには、何

とか譲渡をまず前提としてお願いをし、かなわなければ貸与で、更新を前提とした継続をお願いしていきたいというふうを考えております。

○議長（野村永一君） 補足答弁、長谷川副町長。

○副町長（長谷川 悟君） 補足説明をさせていただきます。

まず最終確認の日でございますが、六月二十三日に私確認をいたしました。

それと、無償貸与に県がこだわる理由という御質問が先ほどあったかと思いますが、多分それは想像するに補助金の返還だと思えます。国庫補助を受けて整備しておれば、無償譲渡となりますと目的外になりますので、補助金返還というのが最大のネックになるかと思えます。

それと、先ほど質問の無償譲渡で活用できないかというようなお話がありましたけれども、まずは、私は町がどうしたいかというのを具体的な案を持っていくべきだと思います。交渉事ですので、要は町がこう考えるけど、県はどこまで譲歩してもらえるかというようなことを交渉しながら進めていくべきだと私は個人的に考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 次いで、養老公園の現状と課題について伺います。

本年から百三十五年前の一八八〇年（明治十三年）、当公園が開設され、明治二十五年には管理が多芸郡へ移りました。その五年後の明治三十年には養老郡に管理主体が移り、一九二三年（大正十二年）に岐阜県が管理することとなり、二〇二四年（平成三十六年）には、県立養老公園として百年を迎えることとなります。

昭和四十年から第一次整備とし、約三十ヘクタール、昭和四十九年から第二次整備、約二十四ヘクタール、昭和六十年から第三次整備、約二十二ヘクタール、公園面積は約七十八・五ヘクタールの県下でも歴史の深い公園だと思います。第二次整備では駐車場や岐阜県こどもの国、第三次整備では芝生広場、パーク・パターゴルフ場、養老天命反転地などの施設が備えられ、現在に至っています。

今回の一般質問に当たり、平成四年、九年、十三年度版町統計書、町政三十周年記念町政要覧、平成十八年町政要覧、第四・五次総合計画、平成二十一年から二十六年は担当課からの資料提供を得て作成したのがお手元に配付させていただいた資料でございます。

観光客数の多かった平成七年から十一年には、県道大垣・養老公園線バイパス、第一、第二区間工事の進展、養老天命反転地、欧州や米国も視野に入れた大キャンペーン、養老の滝納涼の夕べ花火大会、夢集め花火、九五花フェスタぎふ事業、ニュー養老キャンペーン事業、天命反転地一周年記念館、飛騨・美濃合併百二十周年記念園遊会、楽市楽座オーブン、東京ふるさと情報プラザ町観光コーナの設置、県国民文化祭ぎふ九九協賛、野点織部大茶会、西美濃・北伊勢観光サミット事業が展開され、そのような形の中で観光客も反映しているというふうを考えています。

さきの資料を四項目に注目し、棒グラフにしてみました。

養老公園観光客数では、昭和五十五年、百二十二万四千人。平成二十六年度には三十万七千人減の七十七万四千人。

こどもの国では、昭和六十年、四十三万七千人。平成二十六年度では十四万五千人。これも少子化の影響でしょうか、約二十九万二千人の減となっております。

天命反転地では、平成八年では三十三万四千人。そして、平成二十六年では二十七万六千人減の五万八千人。

宿泊者数では、棒グラフにすると本当によくわかるんですけども、平成九年、三万五千人だった宿泊者数が、平成二十六年では二万六千人減の九千二百七十三人というふうに移っているわけでございます。

こうした現状の中、町第五次総合計画の最終目標年度である二〇二〇年（平成三十二年）には、養老公園観光入り込み客数を百三十万人と掲げています。また、改元一三〇〇年祭の舞台が公園施設であることから、次の八点で簡潔な答弁をいただきたいと思えます。

一、養老公園が当町に果たす観光行政への認識について。
二、財政面も含めた県と町の連携の実績や今後の課題への認識について。

三、渋滞緩和施策について。

四、喫煙場所や喫煙箇所、ごみ処理などの環境対策について。

五、駐車場スペースの現状と駐車場の無料化について。

六、オールシーズン来客確保の取り組みについて。

七、誘客・滞留、広域観光キャラバン、観光ガイドの効果的な実践計画について。

八、高齢者や障害者にも優しい公園整備についてです。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点目の質問についてお答えを申し上げます。

第一点目、養老公園が果たす観光行政の位置づけへの認識というところでございますが、養老公園は昭和の名水百選にも選ばれた養老の滝及び菊水泉を中心に、歴史あふれる総合的な都市公園で

ございます。約七十八・六ヘクタールに及ぶ広大な県営公園で、外国人観光客に人気の高い体験型テーマパークである養老天命反転地を初め、パークゴルフ場やテニスコート、こどもの国、芝生広場などがあり、特に休日の家族連れには一日中楽しめるスポットとなっております。

また、飛騨・美濃さくら三十三選・紅葉三十三選にそれぞれ選ばれ、春には三千本の桜が咲き誇り、公園一帯をきれいなピンク色に染め上げます。そして、秋には養老公園の入り口から養老の滝へと続く滝谷全体に、もみじやイチョウなどの紅葉のグラデーションが見事で、多くの観光客の目を楽しませております。

このようなことから、養老公園は、県営ではございますが、養老町にとっても貴重かつ重要な観光資源であると認識をしております。観光行政としても積極的に取り組んでいるところでございます。

二点目、県と町の連携の実績や今後の課題というところでございますが、養老町では、二〇一七年に向けた新しいまちづくりを具現化するため、現在、住民と行政の協働によって、本町の地域活性化や交流人口の拡大につながる各種施策・事業に取り組んでいるところでございます。具体的には、平成二十六年、清流の国ぎふ森林・環境基金事業の採択を受け、養老の滝周辺の整備としてあずまや、ベンチを設置いたしました。滝前に憩いの場を提供いたしております。

また、平成二十六、二十七年度には、岐阜県清流の国地域振興補助金事業、観光拠点施設等の再整備として、親孝行のふるさと会館の詳細設計と工事を実施しております。

一方、岐阜県では、清流の国づくりの一環として、広域観光の推進に重点を置いて、養老公園内及び周辺の回遊性の向上と景観形成、にぎわいの創出、来訪者へのおもてなし機能の向上推進に

対して、御理解・御支援を賜っております。

具体的には、岐阜県においては、平成二十六年度から平成二十七年にかけて万代橋トイレの水道設備工事を実施しており、今年度からは養老の滝へ向かう飲食・物販施設が建ち並ぶ園路などの舗装補修工事が予定をされております。さらに、滝谷沿い店舗のリニューアルでは、養老公園の歴史的な町並みの維持等を図りながら観光のまちづくりを推進することを目的として、今年度から滝谷沿い店舗の修景等に対して、養老公園誘客推進事業補助制度を創設し、三年間の期限ではございますが、県と一緒に支援をしております。

岐阜県と養老町との連携につきましては、県関係者や私などで構成されております養老公園運営協議会において、養老公園に關係する事業の課題抽出、内容確認、実施事項の了承のプロセスを経て事業展開してまいりました。今後も引き続き円滑に事業の推進が図られるように県の関係機関と連携を図り、適正な事業が実施できるよう努めてまいります。

三番目の渋滞緩和策でございますが、春の桜、秋のもみじシーズンには、一時的に駐車場が混み合い、また満車になることよって、主要地方道南濃・関ヶ原線や大垣・養老公園線は渋滞となることがございます。現在、養老公園の管理運営を行う指定管理者が主な交差点にガードマンを設置するなどして交通の誘導を行い、渋滞への対応もとられております。

また、岐阜県において、マイカー利用者が公園内までスムーズにお越しいただけるよう、平成二十七年度中に路上案内標識の整備が予定をされております。現在、マイカーでの来園が主流でございますが、交通手段の一つとして養老鉄道もございますので、公共交通機関の利用を促しながら観光客へ啓発活動も行ってまい

りたいと考えております。

次に、喫煙場所、それから環境対策ということでございますが、養老公園内には喫煙場所が二十カ所ございます。内訳といたしましては、公園事務所の建物付近に二カ所、駐車場に二カ所、展望台付近に一カ所、こどもの国ひろばに七カ所、滝前ひろばに一カ所、滝谷園路に六カ所、町の施設では、養老キャンプセンターに一カ所でございます。これまでの取り組みの效果として、一定の場所に喫煙所や喫煙コーナーを設置することで、歩きたばこや吸い殻のポイ捨ては減少し、モラルの向上につながっていると認識をいたしております。また、公園内の喫煙場所では喫煙者があふれ、たばこの煙が通行する方へ流れるといった状況は見受けられておりません。しかし、特に子供たちがたくさん集まるこどもの国等については、利用者の方々の意見を聞きながら、県関係機関や指定管理者と喫煙場所の縮小や分煙などの検討を進めていきたいと思います。

その他、ごみ処理につきましては、園内では基本的にはごみは来園者自身を持ち帰ってもらうこととなっておりますが、心ない方が捨てていかれることもあるため、指定管理者が園内をパトロールし、収集していると伺っております。

それから、駐車場のスペースの問題と駐車場の無料化という御質問でございますが、養老公園事務所が管理する駐車場は約千台駐車可能となっております。そのほかに、養老交通安全協会の管理する駐車場が二百台、養老ランドの駐車場が約百台、養老ロープウエーの滝前駐車場が約百台駐車可能となっております。しかしながら、ゴールデンウィークや紅葉の時期には、これら駐車場が満車になる場合があります。駐車場の無料化については、徒歩圏内に養老鉄道の養老駅があり、公共交通機関の利便性が確保さ

れており、また、公園の周辺には有料駐車場を経営する民間事業者などがあるため、無料化した場合の影響も大きく、現時点での無料化は困難ではないかと伺っております。

六番のオールシーズン来客を確保する取り組みということでございますが、本町における一番の観光シーズンは春の桜と秋のもみじの時期でございます。大変多くの観光客でにぎわいを見せませんが、一番の落ち込みはやはり冬場、十二月から二月までの三カ月間でございます。町としましては、今後はこの時期の来客確保のためには、園内もすいているため、ゆっくりお越しただけですし、新しくなりつつある滝谷店舗でちよつと休憩をしていただけたり、また忘年会や新年会を公園内の飲食店で冬の味覚を味わってもらえるよう、公園事務所や町観光協会と連携し、養老の滝の冬景色をあわせたPRを行っていきたくと考えております。

さらに、透き通った空気ですく濃尾平野はもとより名古屋市内までの眺めが楽しめる根強い人気がある養老山頂登山道や、また新たな現在計画をしております養老三滝めぐりルートのウォーキングなど、身近に体感できる冬のだいご味、自然としてPR活動を継続して行い、さらに各種団体と連携した新たな企画も考えてまいりたいと思っております。

七番目の観光キャラバンと観光ガイドの効果的な実施計画というところでございますけれども、観光キャラバン等につきましては、西美濃広域及び西美濃・北伊勢地域で組織する協議会による観光キャラバンを名古屋市内で今年度も三回実施する計画でございます。さらに、都市圏へのPR活動として東京でのキャラバンも計画をいたしております。また、養老町観光協会においても、年二回の名古屋市における観光キャラバン、物産展を計画する等、養老公園を中心とした当町の観光資源や養老改元一三〇〇年祭をP

Rしてまいりたいと思っております。

さらに、県観光連盟が主催する旅行会社に対する商談会や海外での観光PR活動にも積極的に参加しており、当町へのツアー造成につながる活動に引き続き力を入れていきたいと考えております。

また、観光ガイドにつきましては、タッチパネルやスマートフォンなどを介した観光アプリ等による観光情報案内に取り組んでいきますが、来訪者と直接対面して観光資源などを案内するガイドも、おもてなしをする上で重要であると考えております。ガイドには、関係団体や一般からの公募などによりボランティアとしてお願いをしたいと考えており、町の歴史・文化や自然などについての情報を習得していただくために、生涯学習講座などと連携したガイドの育成や、また養老公園に幾つかのコースを設定して、来訪者の希望のコースを案内するといったガイドツアーの提供も行っていきたくと考えております。

次に、八番目の高齢者・障害者に優しい公園整備ということでございますが、親孝行のふるさと会館において、ことし大規模な改修を予定しており、視覚障害者への配慮から、タッチパネル式観光案内板に音声案内の装置も検討してまいります。また、養老公園の園路は、養老の滝より滝谷に沿って勾配が厳しい地形に整備された区域も含まれ、階段や傾斜路において手すりが整備されていない箇所がございます。そのために、岐阜県において、平成二十七年より特に勾配が厳しい箇所を中心に、来園者の方々が少しでも楽に園内で散策できるよう手すりの設置が予定をされており、園路の舗装補修などが予定されております。

養老公園は県営都市公園でありますので、今後さらなる来訪

者のおもてなしの向上につながるような施策に取り組んでいただけるよう、岐阜県など関係機関へ提案・要望等を行っていききたいと考えております。以上でございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） 再質問をいたします。

まず、禁煙の関係ですけれども、東京オリンピックの開催に当たり、ノースモーキングでおもてなしという取り組みも進んでおりますし、本年五月三十日の世界禁煙デーの記念行事で、日本の榎本えりかさんが、日本禁煙学会のコンテスト第一位に入賞したエッセイ「二〇二〇年東京オリンピックはスモークフリーこそがクール!」、たばこの煙がないことこそすてきと、そういうふうな表彰をされたということがございます。答弁の中にもありました二十カ所の喫煙場所、また子供が主人公のこどもの園内にも七カ所あるということは、時代の流れに逆行しておりますし、また、火災などの予防から早急な議論が必要だというふうに考えています。特にこどもの国の園内は、全面禁煙を提案していただきたいというふうに思っております。

次に駐車場の問題ですけれども、関市小屋名の県百年公園が、四月から駐車場を無料にし、来園者が前年同期より六割多いという報道がされておりました。先ほどありました駐車場ですが、料金にしてみますと、平成二十六年の実績で、公園事務所が一億一千四百万、交通安全協会の携わるところが一千六百万、そして養老ロープウエーは一千万というふうな金額ですけれども、県の百年公園と入り込み客数も違うというふうには思いますけれども、基本的には県営公園における駐車場の無料化は、公園観光客数に關係なく、やはり県として基本的な考え方が提示されなければな

らないというふうに考えておりますが、その点での答弁を求めたいと思います。

また、一三〇〇年祭の期間だけ無料、割引というふうなお考えはないかという点についてもお尋ねします。

それから、先ほどありましたように、五月、十一月には月当たり十四万三千人の来客数がありますが、一月、二月には二万四千人というふうな現状の中で、先ほどお話しされたことが具体化されて、口コミで広がるような取り組みを期待したいというふうに思います。

また、地区別観光動態数の傾向ですけれども、愛知、東京というふうな話がありました。平成九年ですけれども、これは全体的な傾向として今も実証できると思うんですが、愛知が二五%、岐阜一八%、三重一三%、その他開催県九%、静岡九・五%と、こういうふうな養老公園にお越しいただく地区別の統計もあるわけですので、ぜひ効果的なキャンペーンに取り組んでいただきたいなあというふうに思います。

答弁いただけるところを答弁いただき、次の質問に入ります。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

喫煙箇所の件についてということですが、禁煙や分煙につきましても、日本中至るところで健康増進のため取り組みがなされているところであり、養老町の各公共施設等におきましても実施しているところでございます。

養老公園につきましては、養老の滝を中心に養老山麓の大自然を取り入れた都市公園であり、自然を満喫するために訪れる方や、こどもの国のエリアにおいては、当然たくさんのお子さんが来園されますので、喫煙箇所の見直しは必要であると考えます。県営

公園ではありませんが、町の重要な観光名所でもあり、来訪者に快く過ごしていただくためにも、そういった御意見があることを踏まえ、岐阜県や指定管理者に提案をし、検討をしていきたいと考えております。

また、駐車場の無料化、百年公園というようなこととかでございますけれども、議員がおっしゃいます岐阜県百年公園につきましては、今年度より駐車場の無料化を実施されることは聞いております。来訪者への便宜を図るための施策であろうとは思っております。

また、全国百万人以上の来訪者がある県営都市公園については、各県への聞き取り調査の結果、六十四園あり、そのうち駐車場有料は三十七園で約六割、無料は二十四園で約四割、その他駐車場のない公園が三園でありました。ちなみに、岐阜県では世界淡水魚園のみで駐車場は無料となっております。いろいろな条件の違いもあると思われませんが、一概に言えませんけれども、駐車場が有料でも百万人以上の来訪者はあるという調査結果でございます。

そこで、養老改元一三〇〇年祭の年は無料化を試したらという御提案でございますが、先ほども申し上げましたように、県営の駐車場であり、また民間駐車場の関係もございませぬ。一年間の駐車料金は県や民間事業者にとっても大きな収入源となっておりますので、無料にすることによって、その額以上の経済効果が上がるかどうかは非常に難しいと考えます。

したがって、駐車料金の無料化の検討につきましては、今後、県関係機関等におかれまして、百年公園の今回の試みや、他県での無料化による成果などを十分に検証していただいた上で御判断をいただけたらと考えております。

また、シャトルバスの運行につきましては、昨年ふるさとフェスタ開催時に、来訪者の利便性向上のため、養老駅と養老公園間において運行いたしました。美濃高田駅からは、公園までの道路自体が渋滞をしますので、当然シャトルバスも巻き込まれることになり、有効な輸送ができないのではと考えます。まずは養老鉄道を利用していただくことを進め、養老駅まで乗車していただく、あるいは役場駐車場に車を止め、美濃高田駅から養老駅まで養老鉄道を利用していただく、そこから公園までシャトルバスを運行することが有効ではないかと考えております。

今後も、町のイベント等の開催時よりも、その他の観光シーズンのピーク時の運行も含めて、庁内あるいは公園関係機関と協議をしながら進めてまいります。

それから、養老公園の月別観光動態等についての御質問がございましたが、先ほども申し上げましたが、やはり一番来客の落ち込む冬の誘客を図りたいというふうに考えております。確かに冬場は降雪や凍結といった問題がございますけれども、冬場は全体的にだめというわけではございません。冬の味覚としては、シシ鍋などの代表的な料理もありますので、宴会や宿泊客の増加を図って……。

○十三番（水谷久美子君） 済みません、町長答弁中ですが、要望です。それは答弁よろしいです。済みません、ありがとうございます。

○町長（大橋 孝君） ここでやめてよろしいですか。

○十三番（水谷久美子君） はい。さっき十分回答いただきました。済みません。

○町長（大橋 孝君） じゃあ、そういうことでお許しをいただきましたので、ありがとうございます。

〔十三番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 十三番 水谷久美子君。

○十三番（水谷久美子君） それでは、最後の質問に入りたいと思います。

最後に、斎苑事業、清華苑の運営管理について伺います。

平成七年第一回町議会定例会町長提案説明では、次のように述べています。

長年の懸案でありました斎苑の建設が完成の運びになり、建設に向け尽力賜った地権者、関係者各位、地元の方々に厚く感謝を申し上げます。斎苑名称も「清華苑」として、従来のイメージを一新し、近代建築の粋を結集するなど、最新技術を導入した炉三基、無煙・無臭で公害に万全を期し、住宅事情も配慮した告別式場を初め、待合ホール、待合室などを完備し、この斎苑が人生の終えんの儀式にふさわしい荘厳な場になりますよう、万全の運営をしていきたいというふうに述べています。開苑から二十年経過し、老朽化を指摘する利用者の声や、町を揺るがしている斎苑横領事件に、人生の終えんにふさわしい荘厳な場として万全の運営を再考しなければなりません。

そこで、次の三点について伺います。

町は、平成二十五年五月三十日付で「公金等管理適正化にかかわる公金等取扱チェックマニュアル」を議会に提示しました。元嘱託職員による公金着服事件から公金管理のあり方を見直し、再発を防止するものです。その中で、現金の取り扱いの前払いの導入を行うとしました。しかし、複雑な家庭環境などで前払いの支払いが困難、一時金で受け付け対応し、後払いへと改善してほしいという声も聞かれますが、このような住民の声が届いていないでしょうか。

二点目は、二十年の建設年数の経過で、改修や取りかえの必要な備品も多く見られます。今後の計画について伺います。

三点目は、横領事件の民事・刑事での進捗状況ですけれども、これから報告書が作成され、民事の裁判になるというふうな報告を受けていますが、万が一、地検で敗訴が確定した場合、町は控訴するお考えなのか、お聞きしたいと思います。

さらにこの事件に当たっては、元嘱託職員が盗難に遭ったという三百六十万円を被害届も出さず、当時の副町長にも議会にも報道機関にも報告・連絡・相談もなく、町長御自身で内部処理をされたことが議会の斎苑特別委員会で明らかになりました。公表しなかつたが、以前にも内部処理をしたことは本当になかったのか。相手側の証言や司法が解明する事実と矛盾した場合、どのような責任のとり方をお考えなのか、御答弁を求めます。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 斎場使用料の問題でございますが、斎場使用料公金着服事件により、町政に対する町民並びに施設利用者には信頼を大きく失墜させてしまいました。町は、再発防止策として「公金等管理適正化にかかる公金等取扱チェックマニュアル」を策定いたしました。その中で、公金等取り扱いに係る改善策として、一、施設使用料等は、申請時に前払いを原則とする。二、嘱託臨時職員のみの出先機関では、現金の出納取り扱いを極力なくし、その事務は本町主管課等で行うようにいたしました。斎場使用料の納付については、施設使用許可申請並びに使用料のお支払いは、事件前は清華苑で行っていましたが、平成二十五年十一月一日より、役場住民権課窓口で取り扱うように変更をさせていただきました。なお、申請時にお支払いが難しい方につきましては、納付書をお渡しし、火葬が終わって清華苑を引き上

げるまでの間に役場または金融機関で納付を済ませ、領収書を清華苑窓口へ御提示いただくよう、説明をいたしております。受付に、未納で後払いでお支払いをされた方は、平成二十六年度は四十六件、平成二十七年度は、六月十七日現在までで八件でございます。ですから、使用者の方には後払いもあり得ることは御説明を申し上げます。

それと、養老町清華苑の管理に関する規則第八条で、使用者は、使用許可申請と同時に、使用料等の区分に応じて定める納付書により、使用料等を納付しなければならないとしておりますので、御理解を賜りたいと思います。

それから、本年度の改修計画等についてということでございますが、清華苑は、東館が平成七年、西館は平成十八年より使用開始をしております、それぞれ二十年、九年が経過をいたしております。経年に伴い、施設、設備ともに改修が必要な状況であり、修繕及び工事費は、過去七年では年平均で約五百八十七万円でございます。うち、火葬炉の改修に伴う工事費は年間約三百五十三万円で、工事費の六割程度になります。三基ある火葬炉につきましては、保守点検の結果をもとに順次補修を行い、使用停止にならないようにしております。

施設面においては、設計上、使い勝手が悪いところがあり、利用者の皆様にも御迷惑をおかけすることがございます。また、車椅子利用の方への配慮に欠けるところもありますが、改修を行うにも大きな改修費となりますので、町全体での予算や多様化する葬儀の様式また利用件数等を考慮しながら、改修計画を検討したいと存じます。なお、今年度の主な修繕工事としては、火葬炉の補修、東館屋根防水の改修、ブラインド・カーテン取りかえを予定しております。

それから、横領事件の民事・刑事での進捗状況ということでございますが、刑事事件に関しましてははまだ連絡がございません。検察側からの連絡というものはございません。民事につきましては、調停が不調でございますので、訴訟の準備ができ次第、手続を進めてまいりたいと思います。

それから、敗訴になった場合ということでございますが、これは裁判のやり方等もございしますので、敗訴になった時点で考えたと思います。また、内部処理等の問題につきまして、民事の面で関係があるのかないのか、その辺のところも精査しながら進めていくということになるうかと思っておりますので、この点についての答弁は省略させていただきます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 質問時間が一時間過ぎましたので、以上で十三番 水谷久美子君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩とします。
再開は十一時三十分といたします。

（午前十一時十五分 休憩）
（午前十一時三十分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を解き、再開いたします。

次に、五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 議長より発言のお許しをいただきましたので、一般質問をさせていただきます。

では、通告に従いまして、まず最初に、空家対策特別措置法の施行に伴った対応についてお伺いいたします。

空家対策特別措置法がこの五月二十六日、全面施行されました。自治体の権限が法的に位置づけられ、市町村に立入調査の権限が認められ、またこれを拒めば二十万円以下の過料が課せられるこ

ととなっております。

先日、調査依頼をお願いしたところ、養老町の空き家の軒数は百四十軒であるとの報告をいただきました。この百四十軒の空き家を特別措置法の基本指針、ガイドラインに照らし、一般的な空き家として居住、その他使用がなされていないことが常態であるということの判断基準として、一年間使用されていないことが一つの目安であるとガイドラインに示された一般的な空き家、もう一つ、倒壊のおそれや衛生上問題のある空き家の所有者に対して、市町村長が撤去や修繕など指導、勧告、命令ができる特定空き家に分類する調査を、できるだけ早く養老町として町の実態を公表していただきたい。

そうすれば、一般的な空き家は所有者に了解をとり、有効活用ができる空き家バンク等を開設し、広く情報を提供し、内外からこの養老町に住んでいただく。そのことで人口増につなげ、また空き家、古民家等で喫茶店、サロン、レストラン等の商売をしていただけるように、また田舎の一軒家で土に親しんでいただけるようにすれば、人口増はもとより、経済の一翼を担うことになると思います。養老町のホームページ等に情報等の掲載をしてはいかがでしょうか。

一日でも早くこの実態を把握して、一般的な空き家の有効活用の推進を図っていただきたいと思いますが、この問題について今後の養老町の取り組み、町長のお考えをお聞きしたいと思います。

次に、特定空き家は昨今社会問題になっております。空き家、放置家屋がもたらす近隣住民への迷惑被害であります。このテーマは三年前、十二月議会、また二年前の九月議会での一般質問で取り上げられたテーマでもあります。そのとき、答弁で町長は、今後は空き家の所有者が責任を持って空き家の適正管理を行う契

機となるよう、条例の制定について考えてまいりたいと思いと答えられております。また実態把握については、住民の方々の協力を仰ぎながら調査を進めてまいりますと答弁をされております。

ここで、百四十軒の空き家の中で一般的な空き家と特定空き家の情報は整理され、きちつと管理されていると思いますが、それぞれの空き家の状況はどのようになっているのかを御報告いただきたいと思えます。

今後は、本町でも空き家がふえることが予想されることから、このことを見ても、この特別措置法の施行を広く町民に周知をし、一般的な空き家と特定空き家を総合的に解決するには、一日も早くこの法律の中身を具体的に町民に伝えることが必要であると思えます。市町村の立入調査の行使、また指導、勧告、命令に従わないときには五十万円以下の過料、行政代執行が可能になっている、命令が出された特定空き家にはその旨の標識が立てられるなどの権限が市町村に与えられておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

空家対策特別措置法の施行に伴って、本町の今後の対応はどのようにされるのかを教えてくださいたいと思えます。町長の見解をお聞きしたいと思います。お願いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 三田議員の御質問にお答えをさせていただきます。

要旨は三点であろうかというふうに思いますが、特定空き家の調査はどのように対応するかということが第一点目かと思えますが、近年、適切な管理が行われていない空き家等が、防災、衛生、景観等、地域の生活環境に深刻な影響を及ぼしていること

から、これに対応するため、空家等対策の推進に関する特別措置法が本年二月二十六日に施行されました。この法において、空き家等とは、建築またはこれに付随する工作物であつて、居住その他の使用がなされていなく、常態であるもの及びその敷地（立木その他の土地に定着するものを含む）をいう。ただし、国または地方公共団体が所有し、または管理するものを除くと定義をされました。また、市町村は空き家の実態把握、空き家に関するデータベースの整備、空き家及びその跡地の活用促進、特定空き家に対する措置の促進等に努めることとされており、このため、本町といたしましては、まずはこの法において定義された空き家等について、地域の皆様と連携しながら実態の把握を行いたいと考えております。

議員より御質問のありました特定空き家の調査につきましては、この実態把握後に実施する必要があります。しかしながら、法には、特定空き家等とは、そのまま放置すれば倒壊等、著しく保安上危険となるおそれのある状態、または著しく衛生上有害となるおそれのある状態、適切な管理が行われていないことにより著しく景観を損なっている状態、その他周辺の生活環境の保全を図るために放置することが不適切である状態にあることが認められる空き家等をいうと定義をされており、特定空き家の認定には高度な判断が必要となります。このため、この対応については、国・県とも協議しながら、調査方法等について検討してまいりたいと考えております。

それから、二番目の指導、勧告、命令の順で行政指導をされると思うが、具体例で示してくださいというようにすることでよろしいかと思いますが、今回の特別措置法においては、特定空き家等に対する措置として、所有者に対して助言または指導、勧告、命令

をすることができるとされており、具体的な方法については、国が策定した特定空家等に対する措置に関する適切な実施を図るために必要な指針、いわゆるガイドラインに明記されており、まずは所有者等に対する助言、または指導といった行政指導により、所有者みずからの意志による改善を促すことから始めることとされており、

次に、助言または指導をした場合において、なお特定空き家等の状態が改善されないと認めるときは、所有者等に対し、相当の猶予期限をつけて必要な措置をとることを書面にて勧告することとされており、さらに、勧告を受けた者が正当な理由がなく、その勧告に係る措置をとらなかった場合において、特に必要があると認めるときは、その者に対し、相当の猶予期限をつけて、その勧告に係る措置をとることを書面にて命令することとされております。

本町としましても、特定空き家の所有者等に対しては、このガイドラインに基づき行政指導を行う予定ですが、その詳細な方法については国・県と協議し、近隣市町の対応状況も調査しながら、適切に対応してまいりたいと考えております。

それから、三番目の代執行や過料についても明記されているけれども、町民に周知する手段はどうかというような御質問だと思いますが、この特別措置法においては、特定空き家の所有者等に対して、必要な措置を命じた場合において、その措置を履行しないとき、履行しても十分でないとき、または履行しても期限までに完了する見込みがないときは、行政代執行法の定めるところに従い、代執行できるとされており、

また、市町村長の命令に違反した者に対する過料に対しても明記をされております。このため、空き家の管理を適切に行ってい

ただくとともに、この特別措置法の内容を正しく理解していただくよう、ホームページや広報、県が作成する啓発用チラシ等を活用して行い、広く町民に周知してまいりたいと考えております。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君）

ただいま町長の答弁をいただきましたが、実際マニュアルどおりの答弁だというふうに私は思いますが、特定空き家の定義、ガイドライン、指針できちつと明記されておりません。けれども、解釈については、今町長が言われましたように、そのまま放置すれば倒壊もしくは保安上危険なおそれがある、また景観を損なう、生活環境の保全を図るために放置しておれば不適切である。こういう建物をいいますよということであるんですが、確かに特定するには難しいと思います。法律の第七条第二項に、協議会は市町村長、地域住民、市町村の議会の議員、法務・不動産・建設・福祉・文化等に関する学識経験者、その他市町村長が必要と認める者をもって構成するという文言で、協議会を立ち上げてガイドラインの慎重な対応をする、または提言をいただくというような法律がございますが、当養老町で協議会を立ち上げるといふことはお考えがあるのでしょうか。

それからもう一点、今、特定空き家に関する条項は、ある程度町長は答弁されましたけれども、一般的な空き家を良好な空き家といいますが、まだ十分住めるし、改造・改築も必要ないというような空き家が結構あると思います。その空き家を広く内外の皆さんに情報提供し、養老町で住んでいただく。一般的な空き家を特別養老町に登録していただいた所有者の皆さんには恩恵をつけるような、例えば固定資産税の優遇をするとか、そういうこと

をして、空き家の有効活用をするというデータベースをつくっていただく。そして広く内外から住民をふやしていくという政策を考えておみえになるのか。その二点について、町長の答弁をいただきたい。よろしくお願いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君）

まず空き家につきましては、実態を把握する必要がありますということになるかというふうに思います。これをまず行いまして、もし特定空き家と認定すべきものではないかというようなものがあれば、まずその前に空き家等対策計画を策定するというようなことが六条に載っております。その上で、やっぱり協議会を設置して、この空き家が本当に特定空き家なのかどうかということを認定する必要があるかと思えますが、ただ、今、ガイドラインが示されたばかりでございますので、詳細については、どこにもまだ認定をされてというようなことはございませんので、国や県とあくまでもやっぱり協議をさせていただいて認定するにはどういったところだということも検討させていただいて把握する必要がありますかというふうに考えております。組織的には、特定空き家ということになれば、そういった協議会等の設置も必要になってくるというふうに思います。

それから、普通の空き家の場合の有効活用ということでございますけれども、当然、現状を把握した上で所有者のまず御意見も伺う必要もございますが、そういった地域等の有効に活用できる場であるなら、コミュニティの場としての整備、また空き家バンク等をホームページなどに掲載をして、都市部からの定住を図る、そういうことは当然行っていくべきだろうというふうに考えております。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） 今、町長は前向きな答弁をいただいたというふうに解釈しておりますが、一般的な空き家はまだ情報がない、データがないということでございますけれども、先ほど、三年前にある議員がこの議場で空き家対策に対して一般質問をされてみえる。私が二年前に空き家対策の一般質問をさせていただいた。

そのときの町長答弁、先ほど言いましたけれども、実態を把握するということに対してお約束しますよというような文言で確か御答弁をいただいたように記憶しておりますが、それから見れば、二年なり三年、時間がもうたつていっているので、詳細はないにしても、百四十軒という空き家の軒数だけじゃなくて、その中身がある程度精査されているんじゃないのかなあとというふうに私は思っておりますので、何とかその辺の報告をいただきたいというふうにお話ししましたけれども、今、町長答弁の中で、ちよつとまだそこまで行っていないよというお話がございますので、早々に一つ空き家を有効活用する、また町内に本当に危険な建物・空き家というのを目にしておりますので、それを所有者に対してやはり指導をしっかりしていただく、そういう点を早々にお願ひしたいと。そのためには、この法律ができましたから、この指導、勧告、命令をむしろされれば、固定資産税は一挙に六倍になりますよというぐらいきちつと説明をしていただく。それを町民に周知をする、知らしめるといふ行動を早々に起こしていただくということをお願ひしたいと思います。

この辺について、一つ今後の町長の思い、これに対する取り組みをお聞かせいただいで、次の質問に入りたいと思います。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） この空き家の問題については、二年ほど前

に三田議員からも御質問をいただいております。あのときは、条例をつくつたらというふうな話もございました。その中で調査したのがこの百四十戸というふうなことでございますけれども、今回、もう一度この法律の指針等がございまして、それに沿う空き家かどうかの再確認をしていく必要があります。それは確実にやっていかなきゃならないということでございますし、特定空き家ではないかと思われるようなものがあれば、先ほど申しましたような計画書を策定した上においての協議会を設置して、進めていくということになるかと思いますが、ただ何分前例等が不足しているということ、私どもが思う特定空き家の定義と、それから法が解釈をしている特定空き家の解釈等の違い、また所有者等との兼ね合いもございまして。その点は、やはりまだこれから県・国等にもいろんなことをお尋ねしながら進めていかなきゃならないということもございまして。ただ普通の空き家に関しては、所有者等の話し合いの中で、そういった今議員のおっしゃられるような有効活用の方法がとれるものがあれば、そういった形で空き家バンクに登録するか、また地域のコミュニティーの場にするとか、そういうことは進めていきたいというふうに思っております。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） それでは、二つ目の質問に入らせていただきます。

養老鉄道の存続に向けた取り組みについてをお伺いいたします。我が養老町にとって重要な役割を持っている養老鉄道ですが、最近の新聞紙上を毎日のように記事が掲載されております。沿線市町、三市四町で構成する養老鉄道活性化協議会に、近鉄から公

有民営化方式が提案されたとの報告が全員協議会にありました。養老鉄道の現在は、鉄道施設は近鉄が保有し、養老鉄道が運行を担っているが、公有民営化方式になれば、近鉄が保有している鉄道施設を沿線市町が保有し、養老鉄道が運行を担うという方式に変わることでもあります。詳細はなかなかわかりませんが、今の情報だけだと憶測が先行してしまう、町民にあらぬ心配をさせてしまうことになる、こう思います。

ここで、執行部のほうから詳細をしつかり御報告いただきたい、こういうふうに思います。

まず最初に、活性化協議会での意見の主張の要点を教えてください。

二点目、養老町の主張はどのような内容で主張しておられるのか。三点目、先日の新聞紙上に出ておりました海津市議会の答弁で、二〇一七年四月から公有民営化方式で運用を始めるためには、この九月までには沿線七市町で合意をしなければ廃線になる、こういう危機感を実感していると、あらわしているという表現の記事がありました。このことに対して養老町はどのような見解でしょうか。

また次に、岐阜県、国、養老鉄道にどのようなかわりをしてくれるのか。

それから、最近の新聞に、県議会の県政自民クラブで養老鉄道存続対策検討委員会が立ち上げられて、養老鉄道存続に後押しした環境をつくっていただいたことに対して感謝します。この養老鉄道の協議会とどのようにかかわって、養老鉄道の存続に向けた取り組みをするのかという点を五五五とつ御回答いただきたい、かように思います。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） まず養老鉄道活性化協議会の内容について、少しお話をさせていただきたいと思えます。

昨年七月、近鉄側から二〇一七年度からの公有民営方式の検討を提案されました。沿線三市四町でつくる養老鉄道活性化協議会等において協議を重ねてまいったところでございます。また、沿線市町担当部署でつくる養老鉄道養老線検討委員会では、民間の調査機関に養老鉄道のあり方についての調査を依頼・委託いたしました。まず養老線検討委員会というのは、首長会でつくる会でございます。民間の調査機関に養老鉄道のあり方についての調査を依頼・委託いたしました。その報告書では、鉄道線存続の場合と、廃止によるバス代替について検討し、公有民営方式による鉄道存続が有効であるとまとめられています。この報告を受けて、大垣市以外の二市四町は公有民営方式での存続でまとまっておりますが、大垣市は人口減少による利用者の減少、維持コストの増大による赤字額の増加が見込まれる鉄道施設を保有・運営することによる負担額の増加、もし公有民営化後に廃線となった場合における多額の撤去費用の負担、沿線自治体が設立する（仮称）養老線施設管理機構のあり方が不明であるということを理由に、この報告書が提案する公有民営化に対し難色を示しており、合意が得られない現状でございます。

一九一一年（明治四十四年）に、立川勇次郎氏が心血を注いで郷里のために養老鉄道株式会社を設立し、一九二三年（大正二年）の一部運行開始から百年以上もの間、西濃地方の発展に寄与してきた養老鉄道は、今も年間約六百万人を運ぶ沿線住民の重要な足でございます。また、養老線の沿線には高等学校が多数あり、沿線十三校の生徒が合計一万人のうち約二割の学生、また沿線以外の高校生も養老鉄道を利用して通学しており、本町にある大垣

養老高校では、約七百人の学生のうち二百人以上、約三割の学生が利用をしております。

このように、養老町また沿線市町にとって、養老鉄道が田園を走る風景や車窓は多くの学生の心に刻まれて、郷土愛を育むものとしてなくてはならないものでございます。本町としては、養老の名を冠した養老鉄道の存続に向けて、町の活性化のために沿線市町及び町民と連携してあらゆる努力をしていく所存でございます。

それから、二番目の養老町としてどのように表現していくかということだと思いますが、養老鉄道利用者の約四〇%が大垣市内の駅を利用しており、西濃地域の中心的な都市である大垣市は、沿線市町において最大の受益者であると、重要な交通機関であると存じます。大垣市は、さきに述べた理由により、公有民営化方式には課題が多く賛成できないとしておりますが、養老町としても今後の負担額の増額等は大きな課題であることは事実であり、大垣市の考えに対し理解はできません。しかしながら、昨年五月に民間研究機関日本創成会議が発表した、少子化の進行に伴う人口減少によって存続が困難になると予想される自治体とした消滅可能性都市八百九十六市町村のうち、沿線市町は、養老を含め四市町がその都市に該当するとされ、重要なインフラである鉄道がなくなれば、さらなる人口の減少は避けられず、その実現は早まると予想されます。

養老町、また養老の名を後世に残していくことは私たちの使命であるとして、この消滅都市とならないよう、まず養老鉄道存続に向け、養老町としては、他の沿線市町とともに大垣市に対し理解を求め、沿線三市四町が同じ方向を向き、一丸となって協議できるように進めてまいりたいと思っております。また、住民の

方々もこの養老鉄道に対するこういった思いを受けとめていただいて、民間レベルにおいても、この存続に向けての大きな働きをしていただきたいというふうに考えております。

それから三番目、公有民営化の見直しができるかという御質問でございますが、近鉄側は、公有民営化方式しか存続の道はないとしており、平成二十九年四月から新方式で運営を始めるためには、沿線市町の合意から国等への手続に一年半から二年は必要であることから、ことしの九月ごろまでに合意が必要でございます。公有民営化方式に対する見直しを行うには時間的な余裕がなく、厳しい状況ではございますが、養老鉄道活性化協議会等を通じて、他市町とともに協議を進めてまいりたいと考えております。

それから、四点目の国・県のかかわりについてということでございますが、私も沿線市町の思いは知事にも届いているというふうに考えております。こういったことで、県の公共交通担当部署ともしっかりと意見交換を交わしながら、県にも主導権を握っていただくような形で養老鉄道の存続に御協力をいただいきたいというふうに考えております。

また、沿線市町連名で知事宛てへの要望書も出すというようなことも決まっておりますので、そういったさまざまな形で存続の要望を続けていきたいというふうに思います。

また、五点目でございますが、県政自民クラブが養老鉄道への支持を表明していただきました。それぞれの立場で国・県、また近鉄等に働きかけをするということになるかと思いますが、やはり同化の次元でも一緒になって、こういった方々と一緒に協議を重ねながら養老鉄道の存続に向けて今後も努力してまいりたいと考えておりますので、よろしく御協力・御理解をいただきたい

と思います。以上でございます。

〔五番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 五番 三田正敏君。

○五番（三田正敏君） ただいま町長の答弁で、養老町もほかの市町と同じように養老鉄道の存続に対しては物すごく意義が強いという表明をさせていただいて、養老町は、沿線市町の中で一番最後にこの表明を町長がしてくれたということでありますので、特に個性のある養老町がリーダーシップをとって、ほかの市町を引っ張っていきますよというぐらいのパワーできようは表明をしていただけるのかなあと、しっかりと期待しておりましたけれども、とりあえず安心しました。ありがとうございます。

今、町長の答弁の中に、大垣市が公有民営化に慎重姿勢をとっておるとい背景があるという、ある程度理解できるというようなお話もありました。私もそれは十分理解できるんです。逆に大垣市がああいうふうに言ってくれたからこそ、私もここでこういう話ができるのかなあとというふうに思います。

—というの、お互い三億円を上限に今補填をしているという部分で、例えばいきなり十億円になるとか、そうなる沿線の市町で、じゃあ今負担している額が幾らになるのかと。こういうふうで、現実の数字としてあらわれてきたら、ちよつとうちの市町ではえらいのかなあというふうな状況になるかと思えます。そうするならば、その問題点をテーブルにのせるためにこういうアクションも必要なかなあということで、大垣市が代表してテーブルにのせるアクションをしてくださったのかなあ。ということでありがとうございますというお礼を言いたい。

ただ、大垣市も同じように四〇%の乗降客があるということは、大垣市にとって四〇%の交流人口があるということが言えると思

います。ということは、大垣の駅前通りの商店街の社長さんにお話を聞くと、養老鉄道がなくなると、わしらは商売をできへんというお話もされております。ということは、大垣市民にとつても同じ考えを共有している人がたくさんお見えになりますので、その人たちを切り捨てるのかというふうなことで切り口を持って、大垣市を、我々ほかの二市四町と同じように歩調を合わせていただくように、ひとつ町長、リーダーシップをとっていただきたい、かように思います。

それから、先ほど海津の市議会の例を言いましたけれども、二〇一七年の四月を期限というお話がありましたけれども、これも一年ほど先送りをしていただく。これもリーダーシップは町長がやっていたきたいというふうに思います。そして協議会の皆さんに賛同を得て、近鉄側に協議会としてお願いをする、そういうアクションがとりあえず早急に必要だろうと。もう間に合わないんですよ。このままいくと廃線になってしまうと近鉄さんがおどされると、そういうことになるというふうに思いますので、その辺のところをひとつよろしくお願いしたいというふうに思います。最後にもう一度、沿線七市町の中で町長が最後に表明をされましたけれども、養老町がリーダーシップをとって沿線他市町に理解を求める努力をしていただく、このような趣旨のメッセージを、町民に向けて心配しなくてもいいよと、絶対養老鉄道を存続させるように心血を注いで頑張りますというふうな表明をいただいて、ほかの市町の長よりも一段と強い意思を持って取り組みたいというふうなメッセージをお願いして、私の質問を終わりたいと思います。ありがとうございます。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 近鉄は、二〇一七年の三月で廃線の手続を

とるという意思は相当かたいというふうにお聞きをしております。そういうことを踏まえて、先ほど来、御答弁をさせていただいているところではございます。

今回鉄道を廃止するのは、前は許可制でございましたが、届け出で廃線になるということでございますので、私どもの意思とは別に近鉄が届け出を出されれば廃線が決定するというところでございます。そうなつてから、遅きに失してはいけませんので、この九月、十月あたりが限界なのかなあというふうなことで、私も沿線市町は、ここしばらくの間でわかには結束を固めているんなアクションをしているところでございます。

養老鉄道はその名のとおり、できた当初、養老鉄道という名前で養老の名前を冠しております。今度の上下分離方式になったときも、養老鉄道株式会社というで行われているわけでございます。養老鉄道は養老線、養老線は養老を走ることによって養老線なんだというように思っていますので、二〇一七年の改元一三〇〇年も控えております。そして、地方に鉄道がなくなつて地方創生もあり得ないというのが私どもの考えでございます。やはり鉄道は残して、またその鉄道を残すためには、やはり町民の皆さん方にも御理解をいただき、この鉄道は養老町全体にとつて必要だという機運を醸成していただいて、少しでもこの赤字額を減らす、またはこの鉄道が見違えるようによみがえるような形で、どの市町も同じ思いで取り組んでいきたいというふうに思っております。

これは大垣だけの反対といえますか、難色を示しているという言葉を申しましたけれども、この危惧はもろろんのごとでございます。ですから、この辺を町民の皆様にも御理解をいただいて、しかし一生懸命努力して、みんなでこの鉄道を残そうじゃないか

という思いになっていただいで初めてこの鉄道を残しての意味もございまして、その点をしっかりと町民の皆様にも議員各位にもお願いして、答弁とさせていただきます。以上でございます。

○議長（野村永一君） 以上で、五番 三田正敏君の一般質問を終わります。

これより暫時休憩いたします。

再開は午後一時といたします。

（午後〇時〇九分 休憩）

（午後一時〇〇分 再開）

○議長（野村永一君） 休憩を閉じ会議を再開いたします。

次に、七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 議長に発言のお許しを得ましたので、通告に従い、二点について質問させていただきます。

一点目、マイナンバー制度導入への対応について。

マイナンバー制度について、平成二十七年二月二十日の中日新聞に、政府のマイナンバー制度国民調査の結果について、記事が記載されました。それによりますと、二十八年一月以降の制度利用開始まで数カ月となり、二十七年十月以降、住民の個別番号通知が開始されます。その後、数カ月が経過しているのにも関わらず、約七割の人が内容を知らないという回答しております。

私は、国民の理解が進んでいないように思います。二〇一一年の調査で約八割が知らないという回答したのに比して、多少の認知度の向上はあるものの、まだまだPR不足ではないでしょうか。

マイナンバー制度とその内容は、年金、労働、医療、福祉、いわゆる社会保障・税にかかわる個人情報、災害対策等の分野であり、マイナンバーが行政手続上必要になります。個人情報を一元

化することにより、個人の利便性向上に役立てるとともに公平・公正な社会の実現を目指そうとしていると思われまます。国民一人一人に番号を割り当てることから、各種制度の適用について漏れがなくなり、利便性が向上すると考えられますが、一方、毎日のように報道されている日本年金機構の個人情報流出事件等から、情報漏えいやプライバシー侵害の不安が解消されておりません。期待と不安が相反しているのが実態ではないかと感じられます。

システム構築に時間が必要であることから、全てが一举に完璧な姿になるとは思いませんが、住民の皆さんの期待と不安に耳を傾けながら進めていただきたいと思えます。

そこで、三点の質問をさせていただきますので、町長のお考えをお聞かせください。

一点目。日本年金機構の個人情報流出事件等を踏まえて、この制度について何を期待し、何を慎重にと思われているのか、具体的に町長の認識をお伺いします。

二点目。他市町村とはほぼ同一歩調と思われまますが、制度の周知を図るための町独自のPRをすることについての現段階における進捗状況をお伺いします。

三点目。この制度に導入されることに伴って国から必要予算措置がされることは承知していますが、本町としての持ち出し額をお伺いします。

三点についてお伺いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 早崎議員のマイナンバー制度導入への対応ということで、お答えをさせていただきます。

まず一点目に、何を期待して、何を慎重に取り組んでいくのかということだと思えますが、マイナンバー制度につきましては、

住民票を有する全ての方に一人一人の番号を付して、社会保障、税、災害対策の分野で効率的に情報を管理し、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであります。導入されることによって、行政手続における添付書類が削減されるなど、手続の簡略化による住民の利便性の向上及び行政の効率化が期待をされ、また公平・公正な社会を実現する社会基盤となることを期待しております。

また一方で、日本年金機構の個人情報流出事件が記憶に新しいように、個人情報の外部流出や不正利用等、セキュリティ面での懸念の声があるかと思えます。

国としては、制度面とシステム面の両方から個人情報を保護するための措置を講じており、制度面としては法律に規定があるものを除き、マイナンバーを含む個人情報の収集や保管を禁止し、適切に管理されているか常に監視・監督するなどの保護措置を講じ、システム面としては個人情報を一元管理せず、従来どおり、年金の情報は年金事務所、税の情報は税務署といったように分散管理し、通信を暗号化するなどの保護措置を講じております。

町といたしましても、システム面において強固なセキュリティ対策を行うのはもちろんでございますが、日本年金機構の個人情報流出事件では、職員がむやみにメールを開いたことによるヒューマンエラーが原因であったように、改めて職員の個人情報保護及び情報セキュリティに対する意識向上を図るとともに、システムにアクセスできる職員を制限するなど、万全なセキュリティ対策を講じていきたいと考えております。

二番目の問題でございますが、町独自のPRの現段階でということでございますが、マイナンバー制度の周知を図るための町独自のPRにつきましては、国からの周知・広報活動はもちろんで

すが、全ての住民、事業者に関係する制度であり、町といたしましても、独自で住民や事業者等への周知・広報を幅広く展開していくことを考えております。

まず、広報「よろろう」七月号に、マイナンバー制度の概要について掲載をいたします。今後、十月には住民に対してマイナンバーが通知され、年明け一月からは個人番号カード発行の申請が始まります。個人番号カードとは、ICチップのついたカードで、表面に氏名、住所、生年月日、性別と顔写真、裏面にマイナンバーが記載され、身分証明書として利用できるほか、e-Taxタックス等の電子申請等が行える電子証明書も標準掲載されております。

番号カードの申請方法等詳細については、随時周知・広報してまいります。

また、広報「よろろう」に限らず、ホームページやケーブルテレビなどの広報媒体も活用し、幅広く住民や事業者に対して周知・広報を展開していきたいと考えております。

予算措置ということで、本町の持ち出し分ということでございますが、マイナンバー制度導入に伴う予算措置につきましては、システムの大幅な改修が必要であり、総事業費といたしましては、一億六千九百九十八万二千円でございます。うち、国からの社会保障・税番号システム整備費補助金として三千五百七十二万七千円交付予定であり、町の持ち出し額といたしましては、七千二百二十五万五千円でございます。補助金の内訳といたしましては、総事業費一億六千九百九十八万二千円のうち、総務省の補助対象経費は二千七百七十五万六千円、厚生労働省の補助対象経費は三千八百六十六万四千円であり、補助対象外経費は、四千五十六万一千円でございます。総務省補助対象経費二千七百七十五万六千円のうち、

住民基本台帳システム改修経費が千八百六十五万八千円については、補助率十分の十であり、補助金額は千八百六十五万六千円でございます。また、地方税システム改修経費九百九十七千円については、補助率三分の二であり、補助金額は六百六十四千円でございます。厚生労働省補助対象経費三千八百六十六万四千円のうち、国民年金システム改修費百五十九万八千円については、国の基準額が七十四万六千円であり、基準額に対しての補助率十分の十でございますが、補助金額は七十四万六千円でございます。また、介護保険システム・障害者福祉システム等改修費三千七百六十五千円については、国の基準額が千五百三十九万三千円であり、基準額に対しての補助率が三分の二でございますので、補助金額は一千二十六万一千円でございます。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 三点について詳しく御答弁をいただき

ましたが、再質問を二点させていただきます。

一点目。職員の個人情報保護及び情報セキュリティに対する知識向上を図るとともにシステムアクセスできる職員を制限するなど、万全なセキュリティ対策を講じていきたいと考えているとの御答弁をいただきましたが、具体的に方策の詳細説明をお願いしたいと思います。

二点目。特に、日本全国一律の導入が予定されている中、一点目の内容と重なる部分があるかと思いますが、養老町として何を最重要と考えておられるのかお伺いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

一点目の、セキュリティに対する具体的な方策ということだ

ろうと思いますが、マイナンバー制度導入に伴うセキュリティ対策につきましては、日本年金機構の個人情報流出が発生したことを受け、先日開催されました地方公共団体セキュリティ対策緊急会議においても、地方公共団体に求められるセキュリティ対策についての指針が提示されております。この指針に基づき、国・県及びベンダーと協議しながら、技術的観点や人的観点等、あらゆる観点からセキュリティ対策を講じてまいります。

二点目の質問でございます。

何を最重要と考えているかということですが、マイナンバー制度につきましては、住民票を有する全ての方に番号を付して、複数の機関に存在する個人の情報が同一人の情報であることを確認するために活用されるものであり、導入されることにより国民の利便性の向上及び行政の効率化が期待されますが、それらは万全なセキュリティ対策により住民の個人情報情報が安全に守られるからこそ成り立つものでございます。

個人情報の流出等により、住民の安心・安全が脅かされるようなことはあつてはならないことであり、万全なセキュリティ対策が重要な課題の一つであると考えております。以上でございます。

〔七番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 最後になりますが、質問ではありませんが、住民票を有する全ての方一人一人に十二桁の番号、そして事業者、法人等には十三桁の番号を、マイナンバーは行政を効率化し、国民の利便性を高め、公平・公正な社会を実現する社会基盤であることは認識していますが、やはり政府が基本的国民調査を行った結果はまだまだ理解できていないように感じます。

私は、女性の視点で皆様のお声を町政に反映するということが日々勉強し、日々活動してまいります中、マイナンバー制度の言葉は聞いたことはあるが、内容がよくわからないということをおたびたび耳にします。町民へのPRについては、御答弁では、まず広報「よろろう」七月号にマイナンバー制度の概要について記載されます。周知・広報を随時幅広く展開していくとのことですので、よろしく願います。

大きな期待と小さな不安がある中、マイカードを危機管理運用するシステムにおいて便利になれば危険も伴い、どうやって個人情報流出を防ぐのか、強固なセキュリティ対策を万全に期していただくことを要望しておきます。

次の質問に入ります。

二点目、人口減少社会への対応についてお伺いします。

最近、日本全国で人口減少社会への対応が喫緊の課題として浮上しております。現在、一億二千万人余りの日本の人口が出生率の減少とともに何も手を打たないと、このままでは九千万人まで減少してしまうと言われております。このままでは日本経済のパイが減少し、世界経済への影響力が行使できなくなるとともに、国民年金制度の維持等もおぼつかなくなることは明白であります。

現在、社会インフラである道路、橋梁や公共施設の老朽化対策の必要が声高らかに叫ばれるようになっておりますが、人口減少社会ではその維持すらおぼつかなくなると危惧されております。

政府も危機感をあらわし、現在一・四程度の合計特殊出生率を一・八程度まで回復させ、何とか一億人程度の人口を確保したいと躍起になっております。人口を維持するためには二・〇七が必要であると聞き及んでいます。そのような中、何も手を打たないと全国千七百余りの地方自治体のうち、実に八百九十六自治体が

消滅する可能性がある」と衝撃的なレポートが発表され、大きな反響を呼んでおります。これは、元岩手県知事で民主党政権時に総務大臣を務めた増田寛也氏を中心となつて取りまとめられた、いわゆる増田レポートと称されるものであります。これは、全国の自治体を若年女性人口、二十歳から三十九歳の減少率、二〇一〇年から二〇四〇年を比較して、若年女性人口の減少率が五〇％を超えるであろう八百九十六自治体が消滅可能性都市に当たるとされたものです。推計手法はいろいろ考え方がありとは思われますが、非常にショッキングな内容であります。

岐阜県でも、四十二自治体のうち十七市町村が消滅の可能性があるとされています。現在の六月現在、養老町は、人口は三万七百七十九人、男性は一万五千九十三人、女性は一万五千六百八十六人です。世帯数は一万二千二十八軒でございます。養老町も近隣の関ヶ原町、神戸町、海津市とともに、消滅可能性ありとリストアップされています。二〇四〇年までに二十歳から三十九歳の若年女性人口が五四・五％減少し、総人口が現状から一万人以上減少し、二〇四〇年の人口は二万六百二十四人にまで減少すると予測されております。

日々の暮らしの中ではほとんど意識されておらず、大部分の人々にとっては絵そらごとにも感じられるのかもしれませんが、しかし、これが統計上近い未来、確実に到来する問題であります。この問題に取り組むには残された時間が余りにも少ないのですが、できる限り可及的速やかに手を打つ必要があると考えます。

そこで、四点について質問をさせていただきます。町長のお考えをお聞かせください。

一点目。この問題について、町長の認識を聞かせてください。
二点目。今まで具体的な施策としてどんな対応をしてこられた

のでしょうか。

三点目。人口減少を最小限にするため、具体的なまちづくりの施策をお伺いします。

四点目。今後の地域振興策として、イベントの実施、ハード面の整備について、人口減少対策とどのようにかわりを持たれるのかお伺いします。

四点についてお伺いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 四点について、お答えをさせていただきます。

まず第一点目。この問題についての私の認識ということでございますけれども、人口減少は町の活力はもとより、地域の活力が失われることにつながり、その影響は町の税収、公共施設、インフラ等の維持管理、地域コミュニティーの存続などを初め、多岐にわたることから、その対策は喫緊の課題であると考えております。

特に、昨年五月、日本創成会議が人口減少問題検討部会により発表された「ストップ少子化・地方元気戦略」において、本町が消滅可能性都市に含まれたということに、私個人といたしましても大きな衝撃を受けたところでございます。

町の将来人口については、第五次総合計画を策定するに当たり、過去の国勢調査結果を用いて、同年または同期間に出生した集団の五年間の変化率をもとに推計するコーホート移行率法と、人口の変化を出生、死亡、移動の要因に分けて推計するコーホート要因法という手法により人口推計を行いました。その結果、計画期間の最終年度に当たる平成三十二年において、コーホート移行率法による推計では、二万九千四百三十四人、コーホート要因法に

よる推計では、二万八千六百四十五人となることを把握しておりましたが、最近の自然減、社会減の状況を鑑みると、人口減少のスピードがだんだんと速くなる傾向にあるようにも感じております。

少子・高齢化の進展により、ある程度人口が減少していくというところについてはやむを得ないところであるにしても、町の活気そのものが失われていくということに対し危機感を募らせております。

二点目の具体的な施策への対応ということでございますが、少子化対策の具体的施策としましては、昨年度から、少子化の要因の一つである未婚化・晩婚化に歯止めをかける取り組みとして、近隣市町に先駆けて、結婚を望む若者を支援する婚活サポーターを要請するとともに、婚活イベントなど、若者の出会いの機会の創出を支援する婚活支援事業補助金制度をスタートさせるなど、婚活を支援する新しい事業に取り組んでおります。

次に、子育て支援の具体的な施策といたしましては、保育環境の充実や地域子育て支援センターの設置、中学校三年生までの医療費の窓口負担を無料化する乳幼児等福祉医療費助成制度や、三人目以降のお子さんが出生されたときに支給する出産祝金制度、子供を持つことを希望しながら妊娠に至らない夫婦が特定不妊治療を行った際の助成として、特定不妊治療費助成事業を実施してきたほか、今年度からは、一般不妊治療費の助成事業もスタートしてまいりました。さらに、育児に関する不安や悩み相談を初め、子育て支援に関する情報提供などを行う乳幼児家庭全戸訪問の実施や、乳幼児期から適切な食事のとり方や望ましい食習慣の定着は子供たちの心身の健全育成につながることから、食育推進計画の策定を行ったほか、ヒブワクチンの接種の助成、発達障害者支

援体制の整備、緊急サポートぎふのPRなど、ハード・ソフトを織りまぜて事業を展開してまいりました。

また、工場等設置奨励金・雇用促進奨励金制度や企業立地用地登録制度など、町内への企業誘致の推進や事業者を支援することにより、町内において雇用の場所が確保されることで町民が町外への転出を減らすことにつながるとともに、養老改元一三〇〇年プロジェクトや観光振興の推進により地域の魅力を高めることで、交流人口の拡大やUターン・Iターンを促すことへの一定の効果があるものと考えております。

さらに、東海環状自動車道の養老ジャンクションから（仮称）養老インターチェンジ間の整備や、名神高速道路の養老サービスエリア内に設置を予定しているスマートインターチェンジに関連する道路網の整備や町内インフラの整備とともに、福祉施策や女性施策の充実等、各種施策を総合的に実施してまいりましたが、いずれもすぐに効果があらわれるものではないかもしれません。一つの施策の成果や実績について丁寧に検証を行い、今後も必要であるものは継続し、見直しすべきものについては果敢に見直しを行うなど、人口減少社会に対応するための施策を積極的に行ってまいります。

三番目の具体的ななまちづくりの施策ということでございますが、人口減少を最小限にするための具体的な施策については、人口減少をもたらす要因である人口の自然減と社会減を減らすための施策を複合的に展開していくことが必要であると考えております。

岐阜県の人口問題研究会がことし一月に取りまとめた中間報告によりますと、岐阜県の人口減少については、社会減が域内の人口減少に大きな影響を与えているとされています。今後、団塊の世代が寿命を迎えるころには、さらに人口が減少すると考えられ

るとされております。特に人口の社会減の要因として、就職、進学、結婚を契機とした人口の流出が大きく、特に若年女性については、結婚を機に流出することが、男性に比べて多いとされています。

また、この中間報告では、県内自治体の状況をダム機能都市型、ダム機能都市通勤圏型、愛知県通勤圏型、ハイブリッド型、自己完結型の五つの類型に分類しており、養老町は、このうち、ダム機能都市通勤圏型に区分されております。このダム機能都市通勤圏型のダム機能都市としては、人口が五万人以上で、昼夜間人口比率が一〇〇%以上ある都市として、県内では、岐阜市、大垣市、高山市、関市、美濃加茂市の五つが該当するとされており、養老町はこのダム機能都市とのつながりが強い地域として、大垣市を中心とした近隣市町への通勤者や転出が多く、昼夜間人口比率が低いという特徴があるとされております。このダム機能都市通勤圏型の自治体が今後とるべき施策の方向性として、ダム機能都市への通勤者を受けとめ、町内に居住させるとしており、具体的には、通勤のための交通アクセスの整備や充実を図る、通勤者を町内に居住させるために住環境の整備充実を図る、ダム機能都市への就職を含むUターン就職者への配慮を行うことなどが示されております。

今後はこうした報告も参考にし、他の市町との交通アクセスを整備し、利便性を向上させるとともに、町内においても雇用の場を確保できるように企業誘致や産業振興に努め、現在養老町に居住している人が他の自治体へ転出させないための施策を考えてまいりたいと存じます。

さらに、豊かな自然環境や地域において、住民同士のつながりが深い安心・安全な居住エリアとしての本町の強みを打ち出し、

他の自治体からの移住・定住者を確保するための施策にも力を入れていきたいと考えております。

いずれにしても、この人口減少社会に対する具体的な施策については、議員にも参画いただいております総合戦略の策定委員会において、さまざまなアイデアや御意見を頂戴したいと存じますので、御協力をお願いいたします。

四点目の人口減少対策とどのようなかわりを持つか。地域振興でございしますが、今後の地域振興策と人口減少対策とのかわりにつきましては、現在町を挙げて進めております養老改元一三〇〇年プロジェクトに関連するイベントの実施、東海環状自動車道の養老ジャンクションから（仮称）養老インターチェンジ間の建設や、名神高速道路の養老サービスエリア内に設置を予定しておりますスマートインターチェンジの整備、またこれらに伴うインフラの整備は、本町にとって大きなチャンスであり、交流人口の拡大や移住・定住策の促進、企業誘致につながることで雇用の創出、地域経済の活性化をもたらすものと考えております。

まさに、地方創生で言うところの新しい人の流れをつくり、地域において仕事をつくることにより、将来にわたって暮らし続けることができる魅力あるまちづくりを進めることが人口減少対策に資するものであると考えております。その具体的な施策を総合戦略として取りまとめるために現在取り組んでいるところでございますので、繰り返しとなりますが、さまざまなアイデアや御意見を頂戴したいと存じますので、よろしく御協力のほどお願いを申し上げます。

〔七番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 四点について、詳細に御答弁をいただき

ました。

先ほど、水谷議員さんの地方創生法施策についてと重なる部分があるかと思いますが、御答弁をよろしくお願いいたします。

再質問を二点させていただきます。

一点目。養老改元一三〇〇年プロジェクトや観光振興の推進により地域の魅力を高めることで、観光交流で人口の拡大やＵターン・Ｉターンを促すことで一定の効果があるとお考えですが、地域の特性を踏まえた中・長期的な視点で取り組む検討課題かなと思いますが、人口減少社会への対応としては、ほかの自治体から移住・定住を確保するための施策は喫緊の課題であると思えます。現在、定住・Ｕ・Ｉターン支援施策について、具体的な方策をお伺いいたします。

二点目。地域振興策と人口減少対策のかかわりの中で、地方創生で人口減少対策に資するものであり、具体的な施策を総合戦略として取り組んでおられることは理解しておりますが、事例として、女性の視点を大切にしたさまざまな取り組みを施策の中に取り入れられておられる新潟県長岡市では、地方創生の焦点の一つに、女性の力による地方創生が挙げられています。地方自治体が目指す地方創生にも大きく影響するかと考えますが、その方策についての現時点の町長の見解をお伺いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 再質問にお答えをさせていただきます。

一点目のＵターン・Ｉターン施策で具体的な方策ということでございますが、昨年九月に実施しましたまちづくり住民アンケート調査において、今後の定住意向についてお尋ねをしたところ、七割以上の方が今後も養老町に住み続けたいという意向を持っていることがわかりました。

今後の定住・Ｕ・Ｉターン施策についての具体的な方策ということでございますが、まずはこうした現在町に住んでいる人が他の自治体へ流出することがないよう、本町の豊かな自然環境を大切にしたい美しいまち、安心して暮らし続けられるまちとなるよう、まちづくりを進めることが第一と考えております。

また、先ほどの御質問の中においても御回答いたしましたとおり、他の自治体からの移住・定住者を確保することも必要であると考えておりますし、若い世代が結婚を機に他の自治体へ転出することなく引き続き養老町に住み続けたり、子育て期にある夫婦が子育て環境として本町に住まいを求めることを支援する施策が必要であると考えております。さらに、Ｕ・Ｉターンを確保していくためには、やはり町内において雇用の場を創出していくことが必要であると考えておりますが、こうした多岐にわたる施策を取りまとめたものが総合戦略ということであると理解をしておりますので、再三にわたって恐縮ではございますが、議員各位の御協力を賜りたいと存じます。

二点目の女性の力による地方創生ということでございますが、議員御質問のとおり、女性の視点を大切にした施策や女性自身はその持てる力を最大限に発揮できるような社会環境を整備していくことは、今後のまちづくりを進めるに当たり重要であると認識をしております。私としましても共感するところでございます。具体的な施策につきましては、現在策定を進めております総合戦略はもとより総合計画の見直しにおいて検討してまいります。養老町がさらにより方向へ進むことができるよう、議員がその先頭に立ち、女性が生き生きと活躍できる社会を実現するため、御尽力賜りますようお願い申し上げます、回答とさせていただきます。

〔七番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 七番 早崎百合子君。

○七番（早崎百合子君） 先ほどは、新潟県長岡市の地方創生についてのお話をさせていただきましたが、女性の力による地方創生を、本当に町長も理解していただきましてありがとうございますので、地方創生の推進には頑張っていかなければというふうに感じたわけでございます。

最後になります。地方創生実行統合本部本部長の河村建夫さんも、人口減少対策や地方の活性化のため、方策に取り組んでおられます中で、地域の主役の真の地方創生をなし遂げなければいけないと述べられております。人口減少社会への対応は、行政課題に対します確かな、かつ効果的な対応が必要です。

私は、養老町の将来をどのように描いていくのか、地方創生が声高らかに叫ばれ、地域間競争が激化していますが、人口減少に歯止めがかかるかと考えます。

自分たちのまちは自分たちでつくる、待ったなしの地方創生の推進に向けたさらなる御尽力を喫緊の課題としてお願いをさせていただきます。

これで、私の一般質問内容が終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、七番 早崎百合子君の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 次に、二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 議長より許可を得ましたので、これより三つの項目について一般質問を行います。

まず一つ目の項目は、三セク会社養老の郷づくり株式会社の現状について、四点お聞きします。

ちょうど一月前の五月二十五日に設立登記が完了し、第三セク

ター方式の会社、養老の郷づくり株式会社が設立されました。議会においては、昨年、議会の修正案に対し、町長再議、そして議員の三分の二以上による再可決という養老町始まって以来の出来事が起きる等、さまざまに懸念されながら設立されたこの三セク会社ですが、設立された初年度である今年度の実施事業について、具体的に教えてください。

次に、今後、会社としてどのように経営を行い、利益を上げていくのか、これも具体的にお答えください。

三点目。役員の構成については会社設立時に報告がありました。それが、それ以外の会社の体制、従業員等はどうなっていますか。

役場ホームページにも掲載されていた養老の郷づくり会社の事業計画書（案）。ちよつとホームページから印刷してききましたが、こういうものです。この中の会社の雇用計画では、会社の事業を全体的にマネジメントできる人材、一、二名、全国からさまざまなスキルを持った人材、五十名、経理に精通する人材、一名と明記され、これを不定期の非常勤として雇用する旨が記載されています。現状をお知らせください。

最後、四点目です。

設立前から話がありました追加の出資者を募集する時期はいつになるのか教えてください。

以上、四点について御回答をお願いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） ただいま、岩永議員の質問にお答えをさせていただきます。

この会社は養老の郷づくりを推進するまちづくりの牽引役としての民間のノウハウ、資金、スピード、知恵等を最大限に生かし

ながら、行政等との連携や支援のもと、郷づくりの各種事業を先導し、推進していくものでございます。また、広域性と企業性をあわせ持つ会社として、行政と民間企業や各種団体とを有機的につなぎ、養老の郷づくりの実現に向けた共通目標の取り組みをコーディネートするとともに、行政や民間企業、それぞれ単独では実施が難しい事業にも積極的に取り組んでまいります。

本年度の事業計画、今後の経営方針につきましては、会社設立準備会において承認された事業計画案に基づいて、現在、執行役員において具体的な計画を策定中でございます。

私は、取締役には就任をさせていただきましたが、執行役員ではございませんので、現在執行役員において詳細な計画を練っているところでございますので、まだ明確なる報告のできる段階ではないというふうに御理解をいただきたいと思います。

会社の事業計画案につきましては、これまでも町広報紙や町ホームページにおいて掲載をしており、西暦七十七年に元正天皇が年号を「養老」に改元したという事実や、「老いを養う」という町の名前にちなみ、アンチエイジングをテーマに、人の健康や活力の増進のためのさまざまな取り組みを推進し、資源活用、産業活性化、観光活性化を三本柱に、町民や企業、行政にも呼びかけ、協賛なども募りながら、着実に各種事業に取り組んでまいります。このうち、資源活用においては、養老公園など、養老の郷エリアを中心に、インターネットを活用した情報発信や都市圏在住者を対象としたイベントツアー、エコツアーや農作業体験などございますが、これらの実施、各種宿泊プランの提案など、宿泊施設や滝谷店舗等との連携により活性化を図り、新たなにぎわいの拠点づくりを行ってまいります。

また、高齢者や女性などが生き生きと自分らしく働けるような

仕組みを新たにづくり、この人的資源を活用した人材バンク事業を運営し、自身の技能や経営を生かした活動を行いたい人とそれを必要とする企業等のマッチングコーディネートを行います。さらに、今後大幅に増加が見込まれる空き家・空き店舗や空き地等の活用にも取り組んでいくというものでございます。

次に、産業活性化においては、孝子伝説や薬草栽培など、健康やアンチエイジングにつながる町の地域資源を活用して、来訪者の健康増進支援や健康美容教室の開催など、健康のまちづくりを進め、将来的には健康産業の誘致を図ってまいります。また、地域資源の一つである薬草などを活用して、健康食品や町単関連商品等の開発を行うなど、国などの補助金を活用しながら健康という視点からブランド化し、六次産業化の取り組みを通して、産業を通して育ててまいります。

三つ目の観光活性化においては、本町にそろそろ観光地の四要素、見る、遊ぶ、食べる、泊まるの魅力をインターネットやマスコミなどを通じ情報発信し、美濃と言えば養老という観光地のイメージの定着を図ってまいります。

また、観光産業を本町の主要産業に育てるため、来訪目的となる特徴、例えばアートのまちづくりを進めるほか、経済効果の高い宿泊につながる環境整備、滞在空間のコーディネート等を関係機関と連携しながら進めてまいります。特に、現在来訪者が少ない若年層をターゲットとした取り組みを行っていくというものでございます。

事業内容としては、会社での短期的な取り組みだけでなく、中・長期に想定される事業も含まれており、多岐にわたる事業計画案となっておりますが、当面、情報発信や各種のコーディネート、商品開発など、ソフト事業をベースに事業を進めてまいります。

す。

なお、六月二十一日に養老公園で開催を予定していましたが、tunagariフェスティバルは、天候不順のため中止となりましたが、人と人とのつながり、親子のつながり、地域とのつながりなど、つながりをコンセプトに子育て世代を中心に頑張る方々を応援するイベントであることから協賛事業とさせていただきます。

そして、会社の雇用形態につきましては、会社の運営が軌道に乗るまでの間は、民間出資会社の社員が兼務で会社の事業を全体的にマネジメントし、さまざまなスキルを持った人材を集め、事業のアイデアを出し、デザイン、PR等を行ってまいります。基本的には常勤ではなく、会社が必要とするときにその必要とされる仕事をこなすような働きができる人を採用し、その人が持てるスキルを存分に発揮できるようなワークスタイル、いわゆるテレワーク、在宅勤務という手法を取り入れております。特に子育て世代や結婚・出産を機に会社を退職したものの社会で活躍したいと考える二十代、三十代の町内の女性を積極的に採用をしたいと考えております。

先日、中止にはなりましたが、tunagariフェスティバルに出展されている方々等、こういう方々が非常にたくさんおられます。そういった意味で、ぜひ中止でなく見ていただけたらよかったです。なと思っております。

また、将来を担う若い人材育成を行う意味においても、大学生のインターンを受け入れるなど、極力人件費を抑え、事業を展開してまいります。将来的には、常勤社員を雇い、人員体制も独立していくことを目指してまいります。

そういった意味で、常勤社員というものは現在常駐はいたしておりません。なお、申し上げておきますけれども、私も平の取締

役ということ、執行に直接関与しておりませんので、総体的な事業の内容という答弁で御容赦をいただきたいと思えます。

また、追加出資募集の時期につきましては、会社の定款において出資金は一口五万円としており、今後、広く町民の皆さんや町内企業に対して会社への参画を呼びかけ、町全体を挙げて新生養老まちづくり構想の実現に向けて事業を進めてまいります。

いずれにいたしましても、今後の経営方針、雇用形態、追加出資募集の時期につきましては、引き続き会社のほうで協議を進め、最終的には取締役において報告がありますので、町ホームページ等を通して情報提供をさせていただく予定としております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

できれば具体的な事業内容をお聞きしたいと通告をしていたんですけれども、非常にざっくりと抽象的な内容しかなく、残念に思います。

いろいろ今御説明いただきましたが、会社として利益を上げていく上で、採算ベースで試算できているか、ちよつと甚だ疑問に感じます。町長自身、会社経営者のお立場をよく主張されますが、この会社は本当に経営が成り立つとお考えでしょうか。お考えをお聞きしたいと思います。

現在は、従業員なしで役員のみにて経営しているということですが、いつまでそのような状態、先ほど会社が軌道に乗るまでというような表現がありました。具体的にタイムリミットのなものを考えているのかどうかも含めてお答えいただきたいんですが、それと、会社役員への報酬等はどのようになっているのか教えて

ください。また、現在、出資企業の社員が三セク会社の兼務をしているということですが、会社設立までの間は仕方がないと思っ
ていましたが、今でも同様ということで、ちよつとこの点について
も理解に苦しんでおります。こんな曖昧なことでもいいんですよ
うか。

一民間企業と三セク会社です。早い段階でちゃんとした線引き
をしておかなければ特定の民間企業の経営補助のために三セク会
社が利用される、そんなようなことも起こり得るんじゃないかと
考えます。

実は、今週、三セク会社に対し会社訪問をしたい旨を、執行を
通じて申し入れていたのですが、出資会社の企業秘密の関係で会
社訪問は無理だと断られました。文書にて回答をいただきました
ので、少し抜粋して読み上げさせていただきます。

現在、会社事務所はエイキット（株式会社）の縄山の事務所と
兼用しており、エイキット株式会社としては社外へ漏えいしては
困る情報もあり、事務所以外の会場での面談が望ましいという回
答をいただきました。抜粋です。

私が申し入れたのは、出資会社が運営する縄山ではなく、三セ
ク会社である養老の郷づくり株式会社に対してです。三セク会社
は、行政の監視役である議会の議員に見せることができな会社
なんでしょうか。既に一民間企業と三セク会社との関係があやふ
やになってきている確たるあかしではないでしょうか。

この件については、県から来られて客観的な立場と思われる副
町長に見解をお聞きしたいと思います。

以上、お答えをお願いします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 具体的な事業ということに対する御質問が

ございましたけれども、議員が失職中に全協に報告をしている事
業内容等あるわけでございますけれども、設立後の事業の関係に
ついては、先ほども申しましたように、執行役員のほうで練るも
のでございますので、その報告は、重ねて申しますが、後ほどま
た報告があるうかというふうに思います。

それから、経営が成り立つかという問題でございますが、私ど
もが考えるのは、会社というのはまず目的があつて、利益を得る
ために設立をするものであります。この会社も民間の会社とい
位置づけでも私も設立した関係ではございますが、利益を得ない会
社というのはあり得ませんので、ただ、設立間もない時期で、会
社の経営方針等も、設立総会で役員の間で全体の方針だけは定め
ました。これは、養老の郷づくりを通じて養老町に貢献をしてい
くという、そういった会社になるということでございますので、
詳細についての形は御理解をいただきたいなあとというふうに思
います。

この役員報酬については、各出資会社の方が、手弁当でとい
言い方をされますが、無料で携わっております。それから、先
日行われる予定でありましたFunagariフェスティバル等もそう
でございますが、地域では、自分の能力、それから自分たちの考
えでもっているんな事業を計画しておられる方がおいでになります。
そういう方々というのは、自分の報酬を目的にするのではなく、
仲間の人方との一つの趣味であつたり、技術であつたりの表現の
場、それから、新しい商品の発想というような面で、ちよつとき
ようはFunagariのあれを持ってきませんでした。いろいろな形
でやっておられる方がお見えになります。そういった方々を集めら
れて、その中で、結局、特性を生かした形でのこれからの会社に
有用なものを取り入れながら、人材バンクとして取り入れて行っ

ていこうというようなものでございます。

なかなかわかりにくいのかもかもしれませんが、機会があればじっくりと御説明を申し上げたいというふうに思っておりますので、御理解をいただきたいというふうに思います。以上でございます。

○議長（野村永一君） 補足答弁、長谷川副町長。

○副町長（長谷川 悟君） 町が出資した会社の情報開示に関する御質問というふうには受けとめました。

町の大切なお金を出資しておりますので、できる限り情報を開示していくというのは一般的に大切だなど思っております。ただ、設立間もないということで、多分そういった体制がとれていないということだったんだらうと私は推察しておりますが、今後、情報開示が進むことを期待しております。以上です。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） この養老の郷づくり会社という第三セクターに関しては、設立前から町民の皆様や各種団体、そして議会からもさまざまな問題点や懸念がたくさん指摘されていきました。それらの課題はクリアできるとして会社設立に至ったわけですが、きょうのこの議会での答弁を聞いている限りでは、やはり設立前の懸念が早くも現実になりつつあるんじゃないかなあということに大変強い危機感を感じました。これだけ無理に無理を重ねてつくった以上、失敗は許されません。このことを申し述べて、今回のこの質問は終わります。

次に、町内で進んでいるインフラ関係の事業について、主なものから四点について抜粋し、進捗状況をお聞きます。

一、東海環状道路西回りの進捗状況と（仮称）養老インターの進捗状況はいかがでしょうか。

二、半年後のことし十二月に供用を開始予定となっている名神養老サービスエリアに設置される養老サービスエリアスマートインターチェンジの進捗状況について。

三、養老町内に新設予定となっている県の食肉処理施設の進捗状況はどうなっていますか。

四、象鼻山から牧田川を越える（仮称）橋爪大橋の建設に関して調査費がついていっているとお聞きしていますが、現在どのような状況ですか。

以上、四点についてお答えください。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） インフラ事業の進捗状況ということでお答えをさせていただきます。

まず第一点目、東海環状自動車道の養老インターチェンジの進捗状況ということでございますが、東海環状自動車道西回り区間については、既に大垣西インターチェンジから養老ジャンクションの五・七キロが平成二十四年九月十五日に開通しております。今後の見通しといたしましては、東員インターチェンジから新四日市ジャンクションの一・七キロが平成二十七年、養老ジャンクションから（仮称）養老インターチェンジ間の三・三キロが平成二十九年度、（仮称）大安インターチェンジから東員インターチェンジの六・一キロが平成三十年と国土交通省より発表されております。また、今年度五月には、新たに（仮称）大野・神戸インターチェンジより大垣西インターチェンジ間の七・六キロと関広見インターチェンジから（仮称）高富インターチェンジの八・四キロが平成三十一年度に通する見通しと発表をされたところでございます。

このうち、本町に係る養老ジャンクションから（仮称）養

老インターチェンジ間においては、現在、地盤改良、盛土等の工事が進められております。また、開通までに必要な下部工事、道路建設工事等の残りの工事についても、全て契約手続中ということをお聞きをしております。予定どおり平成二十九年年度に開通できるものと考えております。

二点目の名神養老サーブエリアでのスマートインターチェンジの進捗状況でございますが、養老サーブエリアにおいて事業中のスマートインターチェンジについては、現在、関係者と整備に向けた協議を重ねているところでございます。なお、工事につきましては、スマートインターチェンジへのアクセス道路となる町道の拡幅から着手する計画となっております。この工事につきましては、既に一部の工事について契約済みであり、現在工事着手の準備を行っております。

三点目の食肉基幹市場でございますが、新食肉基幹市場の整備促進につきましては、岐阜県食肉基幹市場建設促進協議会、以下ちよつと協議会と呼ばせていただきますが、これが中心となって整備促進を図るため、課題等の解決に向け検討を行い、岐阜・関・養老の三施設を統合した新しい食肉基幹市場建設に向け、鋭意協議を重ねているところでございます。

具体的な協議会の進捗状況でございますが、平成二十六年四月十一日に開催されました促進協議会の臨時総会において、新食肉市場の形態や建設場所の方針について協議され、新食肉市場は市場機能を有した食肉処理施設を一カ所に統合整備すること、また施設の設置場所は養老町地内用地とすることの整備方針が決定されました。

これを受けて、協議会では次のステップとして事業主体を取りまとめ、平成二十六年八月八日、新たな組織として岐阜県や関連

する三市町、全農岐阜県本部、岐阜県食肉事業団体連合会などと構成する岐阜県新食肉基幹市場事業主体設置準備委員会、以下は準備委員会と言わせていただきますが、これが発足をいたしました。

この準備委員会は、促進協議会の作業部会的な位置づけとして、事業主体の構成員並びに具体的な事業計画策定の作業を行う組織を提案することが目的でございます。

準備委員会が発足以降、三回の委員会が開催され、平成二十七年三月二十五日開催の準備委員会において、新食肉市場の新組織は公社方式とし、構成員には、市町村、全国農業協同組合連合会、岐阜県家畜商協同組合、岐阜県食肉事業協同組合連合会、岐阜県信用農業協同組合連合会、岐阜県等とすること。また、具体的な計画案等の策定作業を行う組織は、岐阜市、関市、養老町、全農、県肉連、岐阜県とし、促進協議会へ提案することを決定いたしましたので、同日、準備委員会は解散をいたしました。

よって、今後は、促進協議会で準備委員会から提案された案について協議されることとなりますが、事業主体設立に向け、必要な作業内容の整理を行うとともに、事業計画を早期に策定するため、作業組織では、事業費や規模、出荷頭数のシミュレーション等を行い、全体の姿図の作成を行う事務作業を進めているところでございます。

以上が今日までの食肉基幹市場建設整備に関する進捗状況でございます。

それから、三点目の象鼻山大橋の件でございますが、県道牧田室原線から牧田川を越えて、主要地方道南濃関ヶ原線に至る（仮称）橋爪大橋につきましては、昨年度までに測量作業も終わり、今年度事業化され、詳細設計、いわゆる橋梁部の詳細設計の発注

を行うと県よりお聞きをしております。引き続き、早期に完成できるように県へ要望してまいりたいと思っております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

現在、スマートインターチェンジ、協議中とのことですが、供用開始予定の十二月まであと半年となっているわけですが、年内の開設は間に合いますか。もし、間に合わないのだとしたらその理由と、いつの時点で間に合わないことがわかったのかお聞かせください。また、その場合、供用開始はいつごろになるのかもあわせてお答えください。

食肉事業センターですね。県の大型施設が町内にできるとするのは、雇用や町内の事業者にとって大いに経済的な効果が期待できます。一方で、大規模な施設ということで、まとまった大きさの土地が必要になると思います。現在の食肉処理センターがある場所を建てかえると考えてよろしいでしょうか。もし、現在地での建てかえではなくほかに候補地があれば教えてください。

最後に、（仮称）橋爪大橋の建設が滞れば、一つ下の多芸橋の南北を通る県道が非常に狭いということもあり、スマートインターチェンジの開通で交通量が増したり、大型車が通行するようになれば、車同士のすれ違いも困難になることが想定されます。この橋の建設が実現しなければ、せっかくスマートインターチェンジが開通しても、逆に住民生活が不便になってしまうということも懸念されますので、必ずセットで考える必要があります。今、現状、順調に建設に向けて進んでいるということですが、そのあたりの認識と今後の進め方について確認したいので、御回答をお

願いたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） スマートインターチェンジの御質問についてでございますが、先ほどもお答えをさせていただきましたが、スマートインターチェンジについては、現在、関係者と整備に向けた協議を重ねているところでございます。工事についても間もなく着手する予定でございます。このスマートインターチェンジについては、一日でも早い供用ができるよう引き続き取り組んでまいりたいと考えております。

それから、食肉基幹市場の場所についてでございますが、場所については、現在、まだ未定でございます。事業主体が固まり次第、関係者と協議をして決めていきたいというふうに考えております。

また、橋爪大橋につきましては、スマートインターチェンジとセットでなければ意味がないということでございます。橋爪大橋につきましては、詳細設計等、事業主体にも上がりましたので、進んでいくということでございますが、スマートインターチェンジの設置とセットで橋爪大橋の工事も進んでいくというふうに考えております。以上でございます。

○二番（岩永義仁君） 間に合うかどうか聞いていますんですけど。

○町長（大橋 孝君） 先ほどもお答えをさせていただきましたスマートインターチェンジについては、現在、関係者と整備に向けた協議を重ねているところでございます。このスマートインターチェンジの供用時期についても、関係者等と協議しながら、適切な時期に発表したいと考えておりますので、よろしく御理解を申し上げます。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 微妙に歯切れの悪い回答で、大体答えは想像がつくので、この件についてはまた次の機会にお聞きしようと思いますが、行政と連携して何かするというような町内外の大企業だけでなく、町内の零細企業や個人商店の経営者の方でも名前に直接乗り入れることができるスマートインターチェンジへの期待は相当に大きなものになっています。行政の仕組み上、企業誘致の対象となるような大企業からの声は届きやすいのですが、小規模な事業主の声は非常に届きにくいというのが実情です。スマートインターチェンジの供用開始が万一おくれるということのようなことは、こういった事業者にとってはそれだけ深刻な問題となり得ます。養老町の発展と住民生活の利便性向上のためにも問題点があれば見直し、一日も早い供用開始を目指してスマートに運んでいただけるよう申し添えて、この質問を終わります。

最後の三つ目の質問に入ります。

選挙における投票率の向上について質問をします。

年々低下の一途をたどる養老町の選挙における投票率の向上について、どのように考えているかお答えください。

また、つい先日、これまで二十歳以上であった選挙権が十八歳以上へと変更されることがメディア等でも大きく取り上げられました。

注目度の高まる中、養老町の投票率を向上させるために新たな取り組みを行う考えはあるかお答えください。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 岩永議員、三番目の質問にまずお答えする

前に、最初にちよっとお断りを申し上げておきますが、本来この御質問の回答というのは養老町選挙管理委員会の委員長がお答え

されるべき内容と考えますけれども、議員からの一般質問通告書によりますと、私町長への回答を求められておりますので、一般論的な事項としてお答えすることになるということをお容赦願いたいと思います。

さて、御質問にもありましたように、近年、本町において執行された各選挙における投票率は低下傾向にあり、町長選挙につきましては二番目の低さ、町議会議員選挙については過去最低の投票率でございました。

皆様も御存じのように、選挙において投票を行うことは有権者の代表を選び、また有権者の意見を政治に反映させようという点で大きな意味を持つております。近年の投票率の低下は全国的な傾向でございますが、その要因はさまざまあるかとは思いますが、

主な要因として、若者の政治への無関心が挙げられるのではないかと考えております。昨年執行されました衆議院議員総選挙における年代別投票率を選挙管理委員会が一投票区について抽出調査をしましたところ、四十歳代以上はその投票区の投票率と同水準かそれ以上であったのに対し、二十歳代、三十歳代においては大きく下回るという結果となりました。

さらには、選挙権年齢の現行の二十歳以上から十八歳以上に引き下げられる改正公職選挙法が先日の国会で可決され、六月十九日に公布されたところであり、投票率の向上にはこうした若者の選挙への関心を高めることが最重要であると言われております。

投票率向上のための取り組みについてでございますが、選挙管理委員会では、一般の町議会議員選挙におきましては、町内のショッピングセンターをおかりして啓発活動を行うとともに、当日も広報車をふやし投票の呼びかけを行ったと聞いております。最終的には、投票するかしないかは有権者の判断に委ねられるもの

ではあるものの、今後も啓発活動に努めるとともに、町内小・中学校における主権者教育の実施など、投票率の向上につながる取り組みを検討していきたいというふうに選挙管理委員会では話し合われていることとございます。私も大いに賛成だということに考えております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 再質問を行います。

各種啓発活動に努めるといった答弁かと思えます。しかし現状は、残念ながら、統一地方選挙、養老町長選挙と、近年行われた選挙において投票率は下がるばかりです。

選挙が盛り上がりがないのは、我々政治家の側にも争点や政策の明確化等に問題があるのだと反省をしております。

しかし、行政の取り組みとしてもまだまだやれることはたくさんあります。例えば投票所の見直し。集落から投票所までが遠過ぎて投票に行けないと訴えていた高齢者や住民の方もいらっしやいます。こういった地域には投票所を増設することも必要でしょう。また、現在、養老町ではオンデマンドバスが運行されておりますが、これは平日だけです。選挙の投票日は日曜日ですので、町内各地域と投票所を巡回して回ることもできるはずで、ほんの一例ですけど、いかがでしょうか。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 二点ほど御提言をいただいたというふうに思いますが、これも私個人的な意見としてお受けとめたいと思います。

投票所の増設につきましては、一昨年、一カ所、養老のふれあい広場のところの投票所がふえたというのがありますけれども、

投票所だけをふやせば投票率が上がるという問題でもないというふうに考えます。今は期日前投票という制度もございますので、そういったことを大きく啓発しながら投票率の向上に向けていきたいというふうにも思いますし、オンデマンドバスの運行についてでございますけれども、私も行政としては、選挙管理委員会の中で日曜日への運行等が検討され、どうだというようなお話があれば、私のほうとしても、運行について検討はしていきたいというふうに考えております。以上でございます。

〔二番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 二番 岩永義仁君。

○二番（岩永義仁君） 期日前投票があるということですが、

期日前投票できるのはこの役場だけなんですよ。期日前投票できる場所をふやすとかも、これからの検討課題かなと考えます。

先ほどお話しましたが、選挙権が十八歳以下に引き下げられ、初等教育の中でも取り組みが行われるとのこと、世間では多少なりとも選挙に対して関心が高まっているはずで、いずれにしても、私が提案したのは取り組めることのほんの一例に過ぎません。有権者の半数ほどしか投票に行かないというこの養老町の現状を改善すべく、次の選挙機会までには何らかの効果的な取り組みがなされることを期待します。このことを最後に申し述べて、今回の私の一般質問を終わらせていただきます。

○議長（野村永一君） 以上で、二番 岩永義仁君の一般質問を終

わります。

これより暫時休憩いたします。
再開は二時三十五分といたします。

傍聴者の皆様には、大会議室にてお茶の用意をしておりますので御利用ください。

(午後二時二十一分 休憩)

(午後二時三十五分 再開)

○議長(野村永一君) 休憩を閉じ会議を再開します。

次に、九番 田中敏弘君。

○九番(田中敏弘君) 議長の発言の許可をいただきましたので、通告に従いまして二点、一般質問をいたします。

午前から午後二名、各議員が質問されましたが、かなり重なる部分がございますので、ある程度は割愛して残りを質問させていただきます。

まず一点目、地方創生策定についてであります。

現在、地方創生元年と日本国中声高に叫ばれています。地方創生が目指すものは、人口減少の克服と成長力の確保、それに合致する地方からのよいアイデアに国は積極的に予算をつけると。そして二〇一五年度中に人口ビジョンと地方版総合戦略の策定を地方が求められているところであります。

また、国は地方に対して自立につながるようみずから責任を持って戦略を推進すること。そして、情報支援、財政支援、人的支援を積極的に行うとされていますが、我々地方は従来のように国を当てに依存していいのでしょうか。政府はやる気があり、創意工夫したところを支援すると強調していますが、地方のやる気や創意工夫の優劣を国が判定するという発想自体が問題ありと考えています。国に認めてもらい交付金を得ようと思っで行う創意工夫は、中身のあるものにならない。我々地方自治体が自分の力とお金で何としてもやりたいと考えてこそ本物の創意工夫が生まれると思います。

地方創生の成果は、自治体職員の努力だけではできませんし、

コンサルが描いた絵でも成果は出ないと思います。政策をつくることよりも、つくったものを有効な施策として動かし、形にしていくことが肝心であり、内閣官房の創生本部では人口ビジョンや総合戦略の策定のポイントとして、地方公共団体を含め、産・官・学・金・労・言、女性、若者、高齢者等あらゆる人の協力、参画を促すことを求めており、またやっではないけないこととして、コンサルに丸投げ、計画の Pakuri、バラ色の計画、内部だけの立案、長老だけの協議と忠告しています。要するに、地域に住む者たちが地域外の人も含めて多くの知恵を出し合い、住民参加を基本に地域政策を協働で練り上げ、それを一つ一つ丁寧に実践していくことができるのが地方創生で試されていると識者は訴えています。

このような観点から、総合戦略策定に当たり、次の点について質問をいたします。

一点目。平成二十七年五月十五日に開催された養老町計画審議会、養老町まち・ひと・しごと創生総合戦略策定委員会のメンバーについてであります。町議会設置条例では二十五名以内、策定委員会設置要綱では三十名以内と定めてありますが、現メンバーを見ますと、充て職で高齢の方が多く、私は将来の養老町を担っていく若い世代の人も多く入っていただき、幅広く意見を取り入れるべきと思っておりますが、どうなのか。

小学校高学年、中学生、高校生、小・中・高 P T A、青年層、またライオンズクラブ若年層等で斬新なアイデア、考えを聴取すればよりよいものができると思えますが、どうか。

また、部会を設けて議論していく考えはどうかお尋ねいたします。

二点目、アンケートのとり方について。

平成二十六年九月十日から三十日に、調査対象を二十歳以上の町民千名を無作為抽出で配付され、有効回収は過半数未満の四百七十三票と報告していますが、一般論として大手メディアが世論調査する場合、千名程度を回収し集計すれば、どの動向の値かほぼ出るといたしていますが、このことについての見解はどのようなかお尋ねいたします。

三点目。策定後の町民周知については、幅広く周知するために本編、概要版に加え、小・中学生、児童・生徒向けの小・中学生概要版の作成を求めますが、どうか、見解を求めます。

四点目。養老公園の再開発・整備についての考えですが、アンケートの自由記述から、養老町のよさや自慢できることでは、自然に恵まれている、自然環境がよい、水が美しいなどが百三十二件、養老の滝、養老公園、おいしいお肉があるが五十一件となっていて、自然に恵まれていると、養老公園が自慢できると考えておられる方が四〇%近くあるとの結果が出ていますが、さらなるにぎわい、観光客や滞在期間の増加を図るために、養老公園の抜本的大開発が必要であると思えますし、またこのタイミングで、養老公園の町への払い下げや、より一層の規制緩和により町の裁量で開発・整備できるように、国・県へ要望活動を展開していくべきと考えますが、町の方針を伺います。

五点目、広域連携について。
策定に当たり、テーマによっては広域連携も必要あると思いますが、例えば先ほど三田議員の質問にもございましたが、養老鉄道の存続問題、また養老公園の観光地としての他市町との連携がより一層不可欠と考えていますが、どうなのか。

県のほうでも、先ほど来町長の答弁もございましたように、関ヶ原古戦場を核として、広域観光の推進を挙げており、また揖

斐・関ヶ原・養老国定公園エリアでのいわゆる現在取り組んでおられる西美濃広域観光推進協議会（三市九町）でも見られるように、点から線へ、線から面へとレベルアップして、観光創造がキーポイントになるのではないかと考えていますが、対応はどのようなか。

六点目、養老の郷づくり会社との連携はどのように考えておるのか。

去る五月二十五日に、養老の郷づくり会社が設立登記されました。新聞報道によりますと、社長のコメントとして、養老町がすごいまちだと感じてもらえるよう、よいまちになったと町民に思ってもらえるような活動をしていきたいと、そのように抱負を語っております。事業計画書にも、観光産業を養老町の基幹産業に育てたいと盛り込まれています。私も同感でありますし、この地方創生のタイミングで、ぜひ策定委員会メンバーに入っていただき、町のために連携をして事業運営されたいと思っておりますが、考えはどうか。

以上、六点についてお尋ねいたします。

○議長（野村永一君） 大橋町長、答弁。

○町長（大橋 孝君） 田中議員の御質問にお答えをさせていただきます。

まず一点目、策定委員会メンバーに若い世代の層も多く入っていただいているという御意見でございます。

総合戦略とは、議員御指摘のとおり、地方に新しい人の流れや安定した雇用をつくることで次の社会を担う若い世代の人たちが就労、結婚、出産、子育てについて希望を実現し、将来にわたって活力ある日本社会を維持するために、地域の実情に応じた具体的な施策を取りまとめるものでございます。

この総合戦略の策定につきましては、第五次総合計画の中間見直しとともに検討を行っており、効率的に議論を進めるといふ観点から、そのメンバーについては養老町計画審議会設置条例に規定されており、審議会の委員二十四名に、メディア関係者二名、さらにオプザーバー一名を加えた二十七名により策定委員会を組織しております。

策定委員会を組織するに当たり、各種団体の長に対しては、女性を積極的に登用するため、女性委員の推薦を依頼したという経緯がありますが、推薦に当たって特に年齢についての条件は設けませんでした。結果的に、計画審議会設置条例の関係上、五十代から六十代の年齢層が多いというメンバー構成となりましたが、いずれの議員についても、年齢に関係なく町の将来に対して危機感を持ち、真剣に議論をしていただける熱意ある委員ばかりであると考えております。

総合戦略の策定に当たっては、その内容から、できるだけ多くの若い世代の方が戦略づくりにかかわることが理想的であると思えますが、委員会の運営上、限られた人数での検討ということはやむを得ないものと考えております。

町民の公募委員の募集も行いましたが、五人の応募者のうち若い世代の応募者は、子育て世代の女性お一人だけといった状況でございました。その方については、もちろん策定委員としてお世話になっておりますが、お一人だけでは若い世代の意見を十分に反映できるとは思っておりません。そのため、来月にも、若い世代にターゲットを絞ったアンケート調査や結婚・出産・子育て期にある年齢層を対象にしたアンケート調査を実施する予定をしております。

このほか、まちづくりワールドカフェとして、中学生以上を対

象にした幅広い町民の方に御参加いただき、今後のまちづくりについて気軽に意見交換ができる機会を催す計画を持っております。こうした取り組みを通して、若い世代や結婚・出産・子育て期にある町民の意見を把握し、分析し、これらの計画に反映していきたいと考えております。

また、策定委員会に部会を設けて議論していくかとのことについてのお尋ねでございますが、この総合戦略は十月までに策定する予定であり、期間が短いことから、個別に部会を設けてという考えは、現在のところ持っておりません。

それから、三番目のアンケートのとり方についてという御質問でございますが、アンケートの調査方法については、議員御指摘の調査は昨年度より取り組んでおります養老町第五次総合計画の中間見直しに当たり、今後のまちづくりに対する町民の考えや意見をお聞きし、後期基本計画に反映させることを目的に、昨年九月に実施をいたしましたまちづくり住民アンケートのことかと存じます。

今回は、総合計画の中間見直しということもあり、計画自体に大幅な改定がないものと想定し、アンケートの対象者を前回の二千名から半数の千名に減らして実施をいたしました。回収率は前回の七一・二％に比べますと、今回は四七・三％と大幅に回収率が低下する結果となりましたが、こうした計画の策定に当たって、近隣市町が実施したアンケート調査の回収状況につきましても本町と同じような傾向があり、養老町だけが著しく低い回収率であったということではないと考えております。

今回のアンケート調査の回収率が低下した背景といたしましては、昨年度は総合計画の見直しのほかに人権教育・啓発に関する基本計画や子ども・子育て支援事業計画、さらには第三次障がい

者計画、第四期障がい福祉計画などの策定があり、複数のアンケート調査を実施したことも多少なりとも影響があったのではないかと考えております。

今後は、ある程度のサンプル数を持って分析するという観点も持ち合わせて、アンケート調査に際し検討をしてみたいと存じます。

三点目の質問として、策定後の町民周知についての考え方、方法はということで、お答えをさせていただきます。

総合戦略の策定後の町民周知についての考え・方法でございますが、養老町まち・ひと・しごと創生総合戦略の策定方針に基づき、計画書及び概要版を作成し、町広報紙やホームページにおいて掲載し、周知を図ることのほか、町内全世帯に対して概要版の配付や、関係機関に対して計画書を配付する計画をいたしております。総合計画などにおいて、小学生向けのパンフレット等を作成されているケースは全国的にも少しずつ取り組まれているようであり、県内でも各務原市において、今年度からスタートした総合計画の周知用として、小・中学生向けの概要版を作成されたケースがあると伺っております。

この概要版は、大きな文字で表記され、イラストを多く取り入れるなど、視覚的にも見やすい紙面構成となっていることに加え、内容についても段階的に理解を深めることができるよう工夫されております。こうした概要版の作成により、小・中学生の時期からまちづくりに関心を持つていただくことは将来のまちづくりの担い手を育てることにもつながり、有効な手段であると思われることから、今後の検討課題とさせていただきます。

四番目の養老の滝、養老公園等は重要なポイントであると思うけれども、町の方針としてはという御質問でございますが、豊か

な自然や、町のシンボルでもある養老の滝、多くの人が訪れる養老公園は、アンケート結果からもわかるとおり、私も町民はもとより、他の市町の住民もうらやむほど素晴らしい環境であり、町の誇りであると考えております。

こうした財産を次の世代に引き継いでいくことができるよう、将来への道筋をしっかりとつけていきたい具体的な施策を、今回の総合戦略において位置づけていきたいと考えておりますが、現在の策定作業の真つ最中であることから、議員各位からもさまざまなアイデアや御意見を頂戴したいと思っておりますので、御協力をよろしくお願い申し上げます。

また、御質問では、養老公園を町が払い下げを受け、町の裁量で開発してはとのことですが、元来、養老公園は国有地・県有地であり、都市公園法や県都市公園条例によって規制・管理されており、現在は、指定管理者制度によって民間事業者が運営しております。

県におかれましては、居住されている養老公園滝谷沿い店舗の建てかえ規制の一部緩和や店舗の新規参入も認めるなど、管理基準の見直しを行い、にぎわい創出のための補助事業、養老公園誘客推進事業費補助金による支援もいただいております。

さらに、県内七都市公園施設の再整備やイベント等を行い、魅力の向上による集客の増大に力を入れていただいております。今後も公園内の改修等に係る要望・提案等は行っておりますが、現時点で払い下げについては考えておりません。

五番目の広域連携についての御質問でございます。

議員御指摘のとおり、総合戦略の策定に当たっては、養老町単独で実施することだけでなく、近隣市町との地域連携により地域を活性化することが必要であるという方向性が岐阜県の清流の国

ぎふ創生総合戦略において示されております。

特に観光分野においては、本町は、現在、西美濃広域及び西美濃・北伊勢地域で組織する協議会による広域で連携した観光キラバンを実施しており、また県観光連盟が主催する旅行会社を対象とした商談会にも参加し、観光PR活動を積極的に行っているところでございます。

こうした流れを踏まえて、本町におきましても、大垣市を初めとする西美濃地域の各市町村が連携して地方創生を推進するために必要な事業を企画し、協働して事業を実施することにより持続可能な地域づくりを行うことを目的とした西美濃創生広域連携推進協議会、これは六月二十三日、おとついでございますが、を立ち上げて、国内・国外プロモーション事業を実施するほか、産業振興や雇用促進、移住・定住の促進といった施策についても一体となって進められるよう各市町において調整を行っているところであり、今後さらなる広域連携が深まるものと期待をするところでございます。

そのほかにも、東海地区外国人観光客誘致促進協議会や日本の森・滝・渚全国協議会、東海自然歩道連絡協会といった広域団体にも参画しており、今後も友好な広域連携を図るとともに養老町の魅力を高めながら情報発信の強化を進めてまいります。

六番目の養老の郷づくり会社との連携ということでございますが、先月設立いたしました養老の郷づくり株式会社は、目指すまちの姿として、町民や企業体、行政との役割分担や事業提案を進め、養老町が将来にわたり人々を引きつけ、持続可能な町となるとともに、全ての町民が幸せを実感できる町にしたいというコンセプトを持っております。

具体的には、資源活用、産業の活性化、観光の活性化を事業の

三本柱に掲げ、今後事業に取り組んでいくというものであり、このたび町において策定を進めている総合戦略についても、将来にわたって養老町で暮らし続けるための具体的施策を取りまとめるものであることから、この策定プロセスにおいて何らかの形でかわりを持っていただきたいと考えており、今後策定委員会のメンバーとして参加していただけるよう働きかけをしてまいりたいと思っております。以上でございます。

〔九番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） では、再質問いたします。

一点目の委員会メンバーについての若い世代の採用ということ、来月、アンケート調査を予定しております。それから、ワールドカフェを計画してというようなことで、どんどんこの若い発想を吸収していただいて今後の計画に反映していただきたいと、このように思っておりますし、アンケートも関係しますけど、やはり十月までに、国のほうからある程度期限を切られているというような話がありました。やはりこれはこれ、また養老町の本当の未来をつくるということ、総合計画が今年目ということで見直しという期間になったので、それにかかわらずじっくりと町の将来のためにどうして継続可能なまちづくりをしていくかと、こういうことが肝要でありますので、先ほど申し上げたように、補助金を受けるために十月までに取り繕って申請を出すというようなことではなくて、それはそれで一案あるかもしれませんが、じっくりと検討、協議をしていただきたいなあと、このように思っております。

三点目の町民周知の子供たちの関係ですが、やはりいろんなことを若い子は発想の目線が違いますので、そういったことで教育

委員長もちよつと頭においていただいて、子供たちにそういうことを機会があれば話していただいて、そういったことからこんなことがあるんだなあ、こういうことを考えておるんだなあというようなことも多々あるうかと思えますので、その辺また土曜日授業も始まるというようなことの中で、いわゆるこの町のための将来をどうするかというようなことで考えておっていただきたいなあ、このように思っております。

それから、四点目の養老公園の開発・整備についてですが、いろいろ法律で、自然公園法とか県の都市公園条例、養老町の風致地区条例等々いろいろ規制がございますが、今回のアンケートから、また五次総合計画での住民意向調査においても、やはり養老公園の整備・開発の必要がありとの回答が相当数あり、やはり町民の要望度、期待度も非常に高いとうかがい知ることが出来ます。通過地点から滞留地点、そして滞在エリアと成長していくことが重要であり、私の案といたしましても養老公園の払い下げが全部が無理であれば部分的でも可能にし、このエリアにシルバー世代をターゲットにした健康、癒やしを求めたテーマによる県産材を使った木造の宿泊施設や、また道の駅を建設することによりさらなるにぎわいの創出、観光客の増加が見込めると思っておりますし、また公園から見る濃尾平野を見おろす夜景は観光アピールの、本当にセールスポイントになると思っております。

そういったことで、四月から長谷川副町長もこちらへ就任していただいて、県との太いパイプもできましたので、課題も多々あるかと思いますが、実現に向けて道のりは厳しくても行動されることを望みます。後ほど、副町長の思いもちよつとお聞きしたいと思っておりますのでよろしくお願いします。

それから、五点目の広域連携については、非常に重要であると

思っておりますし、町長、先ほど答弁ございましたように、隣市町いろいろ動きがございまして、非常にいい流れだなあとこのように思っておりますし、養老公園の観光振興のためだとか人口問題対策、また医療連携等々、本当にたくさんございますので、一つその辺のぬかりのないように対応していただきたいと思えます。それから、六点目の養老の郷づくり株式会社との連携については、先ほど答弁いただきましたように今後何らかの働きかけをして策定委員会に入っていたかどうかというような回答をいただきましたので、ぜひ実現をしていただくようお願いしておきたいと思えます。

それでは、副町長のほうから公園の見た感じと、将来どう思っているのか、まだ三月しかありませんけれども、その辺の感じ方をよろしく願います。

○議長（野村永一君） 補足答弁、長谷川副町長。

○副町長（長谷川 悟君） 養老公園について、思いというか、非常に魅力のある公園ということで、実は、今年度、県の予算で県営公園の魅力向上ということで、そういった事業を進めていくというようなことも当初予算で打ち上げております。また、県内主要観光地の再生ということで、県営公園の中でも集客力の高い四施設、四つというのは養老公園、平成記念公園、世界淡水魚園、花フェスタ記念公園と、県営の公園というのは六つあるんですけども、その六つの中でもその四つ、その四つの中に養老公園が入っているということで、県のほうも、今後、再生に向けてやっていっていただけるものと思っておりますので、私も町の思いを、皆さんの思いを受けとめながら県のほうへ伝えていきますので、またいろいろ御意見を伺えればと思っております。

昔はもう百万人近いような来客数があったということですし、

私も県職員時代の友人に聞きますと、よく子供を連れて出かけますよというようなこともお伺いしますので、そういった魅力がもう少しふえてもつと多くの方に来ていただけるようになっていけばと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

〔九番議員挙手〕

○議長（野村永一君） 九番 田中敏弘君。

○九番（田中敏弘君） 今の思いをしっかりと受けとめましたので、ぜひできることから少しずつ実現していただくようにお願いいたします。

それでは、二点目の質問に入ります。

町長の政治理念はについてであります。

我が国では憲法九三条で、地方自治体の首長と地方議員を住民が直接選挙で選ぶ二元代表制をとるよう定めています。立法院を構成する議員と行政の長をそれぞれ住民の直接選挙で選ぶ制度で、国政の議院内閣制とは対照的の制度であります。

二元代表制において、議員は法律や予算などを審議、決定する権限を持つが、その執行は行政の長が責任を持つため、立法権と行政権の分離を徹底できる利点があると言われています。

二元代表制の特徴は、首長と議会がともに住民を代表するところであり、ともに住民を代表する首長と議会が相互の抑制と均衡によって町の基本的な運営方針の決定やチェック、さらには政策提案をすることが二元代表制の本来のあり方ではないでしょうか。

このような制度の違いから、国政では内閣を支持する政党とそうでない政党との間に与野党関係が生まれます。しかし、二元代表制では、制度的に与野党関係は発生しないはずですが、現実には発生している場合が多々あるようです。

地方議員が与党感覚になって首長を支える立場に立ってしまえ

ば、議会が行政をチェックする機能は低下するのは当然であり、ある市町のように与党感覚議員が過半数を超えるようなところでは、極めて深刻な問題であり、このような構図は大変好ましくない状態であると思っております。

このような状態の市町の議会においては、執行側と議会がなれ合いになり、癒着、しがらみが発生し、また議員の口ききが横行し、一般質問も長期間ゼロの状況になり、議会が追認機関どころか問題発生の元凶になりかねないと思っております。

二元代表制をとる地方自治体の議会と首長との関係は、執行権者として首長優位の実態は否めませんが、議決に関する限りでは全く対等の立場で、さらに議会は執行権者の行政監督権を持つ立場であり、この特性が二元代表制の最大の特徴であり、制度の趣旨そのものであると思っておりますが、首長が議会をコントロールするため、本来はないはずの与党を強化するための対応をするとなれば、二元代表制の特徴と趣旨が大きく後退する危険性があると言わざるを得ません。

すなわち、二元代表制では首長と議会の親密化による政策決定の迅速さよりも、ともに有権者の信託、付託を受けた首長と議会がお互い民意を代表することによる両者の抑制と均衡、権力の分散に主眼が置かれている制度本来の趣旨を逸脱することになると思われます。

参考までに、自治体首長の政治団体、いわゆる地域政党設立について触れておきたいと思っております。

まず、大阪の橋下氏が大阪維新の会を、また名古屋の河村氏が減税日本を設立し、自分の支持勢力、すなわち与党強化を求め動きが具体化したのは周知のとおりであり、法律的には何ら問題はありませんが、制度の趣旨からすると本意ではないと言わね

するのではなくて、あくまでも町民のために一人一人の議員が是々非々で行動することが重要であると考えています。お互いが議論し合い、町民を第一に考えた一致点を模索していくのが本来の政治家の責務だと思っています。選挙による政治的決定は、民主政治の最高原則であり、住民の権利の一番基本になるもので、選挙権と被選挙権が十分に保障され、自由で公正な行使が守られてこそ住民自治が確立するものであります。この意味においても、このたびの養老町議会議員選挙は汚点を残した選挙戦であつたと思っています。

そこで、町長に提言をしておきます。

まず、好き嫌いとらわれないで接すること。誰に対しても分け隔てしない。自分と異なる意見も大切にすること。文科省がいじめ対策に力を入れるという道徳を大事にしていく。大橋町長の政治理念にはまず生かしていただきたい。

我々議員の大きな役割といたしましては、正しい批判、監視という本当にこの二点の重要な役割がございまして、議員必携にも書いてあります。そのとおりでございまして、

そういったことで、私なりに住民からの情報、また議員からの情報ということで、深くは追及しませんが、反省すべきところは反省をし、修正するところは修正をし、今後町のためにより一層の尽力をされることを求め、私たち議会も協力する、是々非々でできることはやっていきますので、こういったことをこの機会に公の場で申し上げて、私の一般質問を終わります。

○議長（野村永一君） 以上で、九番 田中敏弘君の一般質問を終わります。

日程第三、町政一般に関する質問を終わります。

○議長（野村永一君） これで本日の日程は全て終了いたしました。会議を閉じます。

本日は、これをもって散会いたします。

なお、議会最終日は、あす六月二十六日金曜日午前九時三十分より再開いたします。本日は御苦労さまでした。

（散会時間 午後三時十八分）

右、会議の次第をここに記録し、その相違ないことを証するた
めここに署名する。

平成二十七年六月二十五日

議長 野村 永一

議員 三田 正敏

議員 吉田 太郎